本質的に論争的な概念をめぐって

── コンセプトとコンセプションの区別の再考 ──

伊藤克彦*

- I はじめに
- Ⅱ コンセプトとコンセプションの区別
- Ⅲ ガリーによる「本質的に論争的な概念」の議論
- Ⅳ 「法の支配」と「法」は「本質的に論争的な概念」か?
- V スワントンによる問題点の指摘
- Ⅵ ウィギンズの「賢明な主観主義」
- Ⅶ 結びに代えて

I はじめに

法学および法哲学において、「正義」、「自由」、「平等」などの規範的概念(あるいは価値・評価語)は頻繁に使用され、その内容を明確にすることが時として必要となる。しかしながら、そのような概念は、使用する者の見解の一致が難しいだけではなく、その使用を巡って争いが起きるときもあり、その内容は不確定で論争的であると主張されることがしばしばある。規範的概念のこのような性格を強調するために、政治哲学者のジョン・ロールズ(John Rawls)や法哲学者のロナルド・ドゥオーキン(Ronald Dworkin)がコンセプト(concept)とコンセプション(conception)」という区別を導入したことは、法哲学や政治哲学の領域で、ほとんど常識となっており、(特に国内では)その区別を疑問視する声は

[『]一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科)第15巻第1号2016年3月 ISSN 1347-0388 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程修了

¹⁾ 日本語の片仮名でそれぞれ「コンセプト」と「コンセプション」と表記するのは、「コンセプト」という語はともかくとして、「コンセプション」という語の訳語が未だに統一がとれていないという理由によるものである。

少ない。この区別が「正義」などの規範的な概念に適用されれば、この議論は正義論(もしくは正義論方法論)の色彩を強く帯びることになり、この区別が「法」の概念そのものに適用されるのであれば、法概念論の色彩が強くなるという意味で、この区別は法哲学の領域を横断する強い影響力を持っている²⁾。

私は、コンセプトとコンセプションの区別に対して若干の疑問点を感じている (\mathbb{I} 4.節)。コンセプトとコンセプションの区別を論じる際、英米圏の議論では 1950 年代に提唱され、比較的最近の英米圏の議論でもよく参照される 3 哲学者の W. B. ガリー (W. B. Gallie) の「本質的に論争的な概念」 (essentially contested concept) という議論が合わせて参照されることが多い 4)。またこの二つの議論 は相互に影響関係があるとも言われている 5)。ガリーの議論は、確かにコンセプ

²⁾ この論文の査読者から「正義論と法概念論を同一に捉えられるのか?」というコメントがなされた。確かに、この二つを連続的に捉えることはそれなりの注意が必要であるが、私自身はジョン・マクダウェル(John McDowell)に影響を受けた、ある種の道徳実在論の立場に立脚しているため(cf. 伊藤 2009)、「ある対象に何らかの概念を適用する」という点においては、両者は同じメカニズムを有していると考えている。本稿ではV 2. 節で法概念の問題を扱い、V 節で正義概念の問題に焦点を当てている。

³⁾ デイヴィッド・コリアー (David Collier) 達のグループによると、2006年6月の時点で、"essentially contested concept"という単語を Google の検索エンジンで検索をかけたところ、12500件がヒットしたという。また、検索された文献は 2000年代になって公刊されたものが多いとされる (Collier et al. 2006, p. 241, n. 9)。私が見かけた最近の文献の中では、2014年にアンドレイ・マーモー (Andrei Marmor) がその著書の中でガリーの議論を取り上げている (Marmor 2014, pp. 143-146)。

⁴⁾ ガリーの議論を本稿で取り上げる理由をここでもう少し付け加えておく。第一に、ガリーが論文を書いた 1950 年代では、このような形で価値的概念の論争性を問題にする論者がほとんどいなかったという理由から、英米圏では今でも大きな影響を与えているという点がある。また、後の議論でも触れることになるのだが、コンセプト/コンセプションの区別や「本質的に論争的な概念」は、その価値語の論争的なメカニズムそのものに根拠を与えているわけではないが、その根拠を探求するための出発点としてこの議論を捉えたいという意図がある。

^{5) 「}本質的に論争的な概念」を論じる論文の多くにおいて、コンセプト/コンセプションを区別する議論との関係がしばしば論じられている (cf. Swanton1880; Ehrenberg 2011)。ロールズ自身はこのようなコンセプトとコンセプションの区別が、H. L. A. ハート (H. L. A. Hart) の「不変的な特徴」と「変動する基準」を区別する議論 (Hart 2012, pp. 155-159 (邦訳: pp. 173-178)) に影響を受けていると述べている (Rawls 1999, p. 5, n. 1 (邦訳: p9, n. 1))。ガリーの議論はハートとロールズの両方に影響を与えているという話も聞くが、現時点で私が調べた限りでは、ハートとロールズに関しては、文献上におけるその明示的な影響を見つけることができなかった。ドゥオーキンに関しては、著名な論文「ハードケース」に引用箇所 (Dworkin 1977, p. 103, n16 (邦訳: p. 127, n. 16)) がある。

トとコンセプションを区別する議論との間で、規範的概念の論争性を強調するという点で共通するものがあるが、ガリーの議論の基準はもっと詳細な基準を持ち、規範的概念の歴史性を強調するという点でこの二つの議論は微妙に異なる点を持っている。

本稿では、コンセプト/コンセプションの区別の問題点を詳らかにするために、 この区別の議論とガリーの「本質的に論争的な概念」という議論という双方の視 点を組み合わせる形で議論を進め、最終的に規範的概念の性質の問題そのものに ついて何らかの形で解明の手がかりを得ようとするものである。最初にコンセプ トとコンセプションの区別について概観し(II節)、次に、「本質的に論争的な概 念 | の議論について説明する (Ⅲ節)。この議論は国内では注目されることが少 ないと思われるため、ガリー以外の他の論者による適用の具体例をやや詳細に検 討する(Nm)。その後に、この二つの議論を組み合わせて論じる論者としてク リスティン・スワントン (Christine Swanton) の議論を検討することで双方の 議論の問題点をより詳しく明らかにすることを試みる(V節)。最後に、コンセ プト/コンセプションの区別が問題となった場合、どのように価値語の論争的な 性格を捉えるべきかという疑問に対する回答の一つの可能性として、(私が擁護 したい)ウィギンズの「賢明な主観主義 という立場を簡単に紹介する (**VI**節)。 結論の一部を先に述べるのならば、コンセプト/コンセプションの区別をそのま ま維持することは難しく、規範的概念の妥当性や合理性を保つためには別の説明 を要する、そして仮にその区別が破棄されたとしても、ただちに規範的な議論に おける懐疑論や相対主義には陥らないというものである。

Ⅱ コンセプトとコンセプションの区別

まず国内ではよく知られているコンセプトとコンセプションの区別について簡単に説明を試みる。

1. ロールズの場合

コンセプトとコンセプションの区別を論じた論者としてよく知られているのは

ロールズである。確認のために、ロールズが主著の『正義論』(Rawls 1999)の中でその区別を論じる箇所を引用する。

「これまで存在してきたもろもろの社会が、こうした意味で〈秩序だっていた〉とはとうてい言えない。なぜならば何が正義で何が不正義であるのかという問題からして、そもそも未解決で係争中だからである。人間の連合体の基本条項をどのような諸原理によって定めるべきかに関しても、合意は成立していない。しかしながら、こうした意見の相違にもかかわらず、各人は正義に関する一定のコンセプションを抱いていると言いうる。(中略)したがって、さまざまな正義のコンセプションから区別された正義のコンセプトは、こうした諸原理の組み合わせや相異なる構想が共通に有している役割によって、その内容が明らかになるものと見なしても無理はあるまい。」(p.2 (邦訳: p.8) 引用文は邦記を基にやや改変している)

私が解釈する限りでは、ロールズは以下のようにコンセプトとコンセプションを区別している。

「コンセプト」(概念):人々の間の正義諸原理の組み合わせや、相異なるコンセプションが共通に有している役割である。正義のコンセプトに共通の役割があり、その共通の役割には人々の合意がある。例えば、ロールズから見れば「基本的な権利および義務の割り当てに際して個人間に恣意的な分け隔でが設けられず、社会生活がもたらした相対的利益をめぐって対立しあう諸要求の間に適切な折り合いをつけてくれるルールが存在する」(p.2 (邦訳:p.8)) ことはコンセプトの内容の一つとされ、異なるコンセプションを持っていても人々はこの正義のコンセプトに同意するだろうとされる。

「コンセプション」(構想、観念、捉え方、概念内容):正義のコンセプトに共通する役割を受け入れながら、そのコンセプトに沿った正義のコンセプションの提案がなされる。このコンセプションはコンセプトとは異なって、人々の合意がと

られておらず、場合によっては対立が起きるときもある。これは正義概念が、何が正義でなにが不正義であるのかという問題からして、そもそも未解決で係争中だからであるためである。例えば、リベラリズム、リバタリアニズム、功利主義などの政治哲学的立場は、正義のコンセプションの一つであるが、正義のコンセプトが持つとされる共通の役割を有しているため、これらのコンセプションは正義に適っているとされる。

2. ドゥオーキンの場合 — 「法 | と 「礼儀 |

ドゥオーキンは、このコンセプトとコンセプションという区別を著名な『法の帝国』(Dworkin 1986) において、さらに拡張して用いる。ロールズの場合は基本的にコンセプトとコンセプションの区別は正義というコンセプトにターゲットを絞るものであったが、ドゥオーキンは(必ずしも規範的概念とは言い切れない)「礼儀」や「法」などの概念にもこの区別は適用可能だと述べる。これは彼の「解釈の企てとしての法」の主張につながる。

ドゥオーキンは「礼儀」という言葉にこの区別を適用した場合、次のように説明する(pp. 48-49(邦訳: pp. 115-117))。礼儀と尊敬という言葉の間には概念的結合があるという構造を哲学者が明示するが、その場合、尊敬は礼儀の「意味それ自体」であり、尊敬は礼儀の抽象的なコンセプトを提供し、尊敬が実際にどのようなことを要求するかということによって相互に競い合う見解がコンセプションである。

法哲学にとって重要な「法」という言葉の場合にも、この区別が「礼儀」と同様に適用され、『法の帝国』における彼の「解釈の企てとしての法」という主張の重要な前提となっている(ch. 3)。彼によれば、「法」という言葉には、「法」を一般的に説明する抽象的な「法」のコンセプトがまずあり、「法」の観念を巡って相互に競い合う見解である「法」のコンセプションが次に存在する。具体的には、法は個人の権利や責任によって権力を差し止められるというコンセプトがあり、それが人々の間で受け入れられているのだが、そのコンセプトの特徴を受け入れた上で、相互に対立する法観念である「コンベンショナリズム」、「プラグマティズム法学」、「インテグリティとしての法」という相異なる「法」のコンセ

プションが存在し、お互いにその見解が競われるのだとされる。

3. 国内での支持

ロールズとドゥオーキンの影響力が大きいとはいえ、私が推測するには、国内でその区別が広まった理由は以下のようなものである。例えば、「平等」や「正義」などの概念の意味に対しては論争が絶えない。しかしその論争は無秩序に行われているわけではなく、ある種の共有するコンセプトに基づく共通基準があることで、お互いに議論を行うことができるという発想が、多くの論者に受け入れられたことにある。また、この区別を行うことによって、単にある規範的概念を巡って論争が行われているのではなく、ある種の基準や手続きに沿って論争が行われているのであり、ロールズ以前に想定されていたような規範的議論に対する相対主義や懐疑論から免れることができるという期待も伴っていると私は推測する。また国内では、特に「正義」のコンセプトを論じるときにこの議論がしばしば使われる。この発想を強く支持しており、国内での影響力が大きいと思われる井上達夫の文章から端的にこの区別の重要性を表現していると思われる箇所を引用しよう6。

「この問いに答えるには『正義概念 (the concept of justice)』と『正義構想 (conception of justice)』の区別が必要である。(中略) 異なった正義の諸構 想は正義という同じ概念についての異なった適用基準を提示するからこそ、真に対立しうるのである。異なった概念の構想、例えば、正義の一構想と愛の一構想と異なるのは当然であり、いずれが正しいかを争うのは意味がない。」(井上 2003: p. 13f)

つまり、コンセプションの対立は、同一のコンセプトを共有しているという前提があるからこそ対立するのだという主張をロールズやドゥオーキンと同様に強調しているように見える。この区別の重要性を特に強調するようになったのは、私の理解では、彼の著書である『共生の作法』(井上 1985)まで遡る。この議論の背景を探るためにもう少し井上の議論の引用を続けよう。

「正義に関する人々の両面的な態度を説明するための一つの鍵は、『正義とは何か』という問いと『何が正義か』という問いとの区別に求められるだろう。前者は正義の問題全体を包括するものとして捉えることもあるが、特にこれを後者と区別された問いとして解するならば、この問いは正義の基準(criterion)、即ち正義原則(the principle of justice)を求めているのではなく、正義の意味(meaning)、即ち正義概念(the concept of justice)あるいは正義理念(the idea of justice)を求めているものと考えることができる。これに対し、後者はまさに正義の基準として、正義原則が何であるかを問う。相対立する様々な正義観(conceptions of justice)は後者の問いに関わり、様々な正義原則を解答として提示している。しかし、これら様々な正義観の提唱者はいずれも自己の主張を、人生観や法律観や国家観、さらには道徳観一般等と関連しつつもそれらと同一ではない正義観としている以上、彼らがそれぞれの正義原則によって共通の正義概念が存在するはずである。もし彼らが同一の概念について異なった基準を与えているのでなければ、そもそも彼らの間に対立は存在し得ない」(p. 31)

「わたしは『概念(concept)』と『概念の捉え方(conception)』という区別は法哲学を行う際に非常に重要だと考えております。この区別は争われる諸々の価値や意義のおりなす実践的体系が人間存在にとって比較的安定しているときに出現する、あるいは導入・創出される思想世界の存在者であります。(中略)

それに対して『概念の捉え方』とは、生活カテゴリーについて、人が生まれ育つ過程で自ずと身につけてしまった解釈であります。(中略)それは理性よりも身体全体を使った解釈で、理論的了解よりもフィーリングの問題であります。」(p. 130)

「そしてどの捉え方が正しいということが言えるためには、正しさという概念についてすれ違いではなく、かみ合った論争が成立しうる程度に共有された了解がなければなりませんが、それは必ずしも正しさの基準が何であるかについて共通理解があることを意味するものではないと思います。むしろここで必要なことがらは、手続き的、形式的な条件であります。」(p. 138)

以上のように、森際はコンセプトの「手続き的、形式的な条件」を重要視するが、具体的にどのように手続き的な条件を整備すれば、コンセプトの部分の共通基準や合意が保たれるのか、その内容を明らかにしているわけではない。

⁶⁾ 井上と同様に「コンセプト」と「コンセプション」の区別を支持しながらも、「コンセプト」の部分の手続き的条件を特に強調する論者として森際康友がいる。

(430) 一橋法学 第15巻 第1号 2016年3月

井上は上述の引用筒所の前の章(第1章)で、正義論(正義に関する議論)の 成立を妨げる要因として相対主義を挙げ、大々的に相対主義の批判を展開してい る。第1章の相対主義の批判ののち、正義論の議論の成立過程をこの引用箇所で 議論していることから、井上の相対主義批判とコンセプトとコンセプションの区 別は一体となっているものと私は解釈する。少なくとも、一般的な感覚では、同 じ語に共通の内容がなければ、価値相対主義以前に言語相対主義に陥るのではな いかと思われるだろう。この議論によれば、まず正義のコンセプトは「正義とは 何か」という問いであり、正義原則(正義の基準)と区別され、正義のコンセプ トは必ずしも正義原則を有するものではない。しかしながら「何が正義か」とい う問いはまさに正義のコンセプションを問う問いであり、コンセプションは正義 原則(正義の基準)と同一視される。正義のコンセプションの提唱者は道徳のコ ンセプションなどとは異なる、まさに正義のコンセプションとしてコンセプショ ンを提唱しているのであるから、それぞれの正義原則によって共通の意味が与え られる共通のコンセプトがあるはずだと論じる。つまり基準を与えようとする何 らかの意味なり理念がなければ、正義に関わる議論そのものが成立しないと説く のである。この議論は価値相対主義に抗して、規範的正義論の議論の成立を可能 にするものだとされており、井上の理論的基礎を支えるものとして、以降も盛ん にこの区別を主張している。

井上だけでなく、嶋津格もコンセプトとコンセプションの区別は基本的に妥当性を持ったものとして捉えている論者である。法実証主義のスタンスを批判する 文脈で以下のように述べている。

「社会秩序の確保という法の目的と、各人がもつ正義感覚との関係は、論理的に二つありうる。一つは後者を危険なものとみなして、可能なかぎり独立に社会秩序を運営しようとする発想である。法実証主義と呼ばれる法へのアプローチは、結局これと独立に社会秩序を運営しようとする発想である。(中略)しかしこのようにして捉えられる法に従って現実の社会秩序が実現するためには、『(その内容のいかんにかかわらず)実定法に従うべきだ』という、白紙委任的な内容の(道徳的)規範が、法の運用を担当する者や市民

の間で実行されているということが条件になる。六法を含む『本に書かれていること』と、人々の現実の行動をつなぐものは、行動する者の精神の中にしかないからである。ここでは権威と正義が実際上同一視されるが、結論的にいうと、このようなタイプのものも一種の『正義』である、というのが私の考えである。しかし、それは『なぜそれが正しいのか』という論証を必要とするのである。そして問題は結局、このようなタイプの正義のみをわれわれは社会秩序の基礎(つまり、私のいう意味での正義)にすべきか否かにあり、この問いへの答え自体が正義論についての論者の立場(正義のコンセプション)を問うているのである。」(嶋津 2011, pp. 85-86)

嶋津の立場によれば、法実証主義の立場ですら、それは正義のコンセプトにコミットしているのであり、法実証主義という一つの正義のコンセプションを提示しているはずだと主張するのである。

4. 区別の問題点

基本的にコンセプトとコンセプションの区別は国内の論者の多くに支持されているように思うが、明示的にこの区別を批判する論者として亀本洋がいる。亀本は以下のように述べる。

「ロールズをはじめとする高名な学者がそれを使用したこともあってか、概念(concept)と概念内容(conception)の区別という方法が、正義概念の解明にあたってもしばしば用いられる。だが、そのような区別において暗黙裡に前提とされている発想つまり、何が正義かをめぐって人々が争っている以上は、そこに共通する何か、すなわち concept があるはずだ、そしてその解釈として対立しうるさまざまな conception があるのだ、という発想は、言葉と概念の区別が不分明である点で学問的に稚拙であるだけでなく、正義のコンセプト自体をめぐっても争いがありうるという可能性をはじめから排除してしまう点で致命的な欠陥がある。ある一つのコンセプトの解釈をめぐる争いの前に、どの正義のコンセプトを採用するか、という争いがありうる

(432) 一橋法学 第15巻 第1号 2016年3月 のである。| (集本 2015. p. 66f)

つまり、亀本の指摘は以下のような問題点にまとめられるだろう。

①「コンセプト自体の争い」: コンセプト自体をめぐっても争いがありうるという可能性を初めから排除してしまう。一つの正義のコンセプトの解釈をめぐる争いの前に、どの正義のコンセプトを採用するかという争いがありうる。

亀本の指摘に加えて、以下の問題点も指摘できると私は考える。

- ②「区別の不明確さ」: ①の帰結として、コンセプトとコンセプションの両者が 論争的であるのであれば、その区別がそれほど明確ではない。
- ③「合意の根拠」: コンセプトとコンセプションの区別を行っただけでは、コンセプトに論争の中の合意、あるいは基準や手続きなどがなぜ生じるのかその根拠がわからない。またこの区別によって規範的概念の相対主義や懐疑論を回避することができるという見解もみられるが、コンセプトの合意の根拠がわからない以上、これらが回避できる根拠も明らかではない。
- ④「コンセプトへの探求の不足」:一旦、コンセプトにおいて共通の役割において合意が得られた後においては、異なるコンセプションの提案に終始してしまい、合意されたコンセプトにあたる部分の探求や分析を保留させてしまう7)。
- (5) 「**論争性の過剰な強調**|:コンセプションの競合性を強調しすぎる。通常の場

⁷⁾ この点について、政治哲学において、規範的なコンセプトの概念分析的な手法に注目されることがこれまで少なかったということを指摘する井上彰の論文に影響を受けている(井上 2014)。井上は概念分析が単に定義を与えるだけではなく、「適切かつ慎重な定義づけ」が必要だと述べ、その「適切性」や「慎重さ」の内容を論じている(pp. 20-26)。このように井上が提案するコンセプトの探求は、明らかにこれまでに説明したコンセプションの解釈や提案とは異なるものである。

合には問題なく規範的概念が人々の間で通用している場合もあるし、逆に全く話が嚙み合わない時もある。また仮に諸観念が対立した際にも、異なる見解を受け入れ、その結果、自らの見解を修正する可能性を軽視している。

⑥「区別の基準」どのコンセプトが、あるコンセプションを派生するような論争的なものとなるのか、その基準がはっきりしない。仮にどのコンセプトにもコンセプションが派生するのであれば、固有名も含めたあらゆる語にコンセプションが派生して、論争が続けられることになる。

特に、本稿では問題点の①「コンセプト自体の争い」、②「区別の不明瞭さ」 ③「合意の根拠」、⑥「区別の基準」に注目して議論を進めることにする。

Ⅲ ガリーによる「本質的に論争的な概念」の議論

次に、コンセプト/コンセプションの議論に影響を与え、ガリーが提唱したと言われる「本質的に論争的な概念」の議論について取り上げる。ガリーは「芸術作品」、「民主主義」や「キリスト教の伝統」などの価値的な概念は、なぜ記述的な概念と比べて論争が絶えることがないのかという問いを立てる。例えば、絵画においては「これは油絵である」という主張は「これはテンペラ画である」という主張と対立することはありうるが、適切な使用であれば、お互いが合意するだろう。しかし、「これは芸術作品である」という主張は「芸術作品」という語の適切な使用に明らかな不合意があるため、論争的である。ガリーはこのような論争を終わらせるために、論争的な語の適切な意味を発見するのではなく、人々が納得する意味を提案するのでもなく、カントのアンティノミーの議論のように、ある特定の語において論争が不可避的に起こる必然性を説明しようとする。その説明の一環としてそのような特定の論争的な語を、以下のように「本質的に論争的な概念」と呼び、その内容について同名の論文(Gallie 1956b)8)で論じる。

⁸⁾ この論文は、後の著作である『哲学と歴史的理解』(Philosophy and historical understanding (Gallie 1964)) に収録されたが、収録された部分は大幅に修正されている。

(434) 一橋法学 第15巻 第1号 2016年3月

「本質的に論争的な概念」とは、端的にいえば、ガリー自身の言葉で以下のよう に表現される。

「本質的に競合的な概念があるということで私が意味することは、概念の適切な使用が、使用者における適切な使用の終わりのない議論を不可避的に含むということである。」(p. 169)

「本質的に論争的な概念」の議論は、ある特定の概念に論争が起こる原因その ものを説明しようとするよりは、論争性の特徴の詳細を明らかにするための枠組 や仮説を提案するという意味合いがある。

1. 「本質的に論争的な概念」の特徴

ガリーは、「本質的に論争的な概念」とされる基準を挙げ、それは以下のよう に 7 つの特徴を持つとされる9 (pp. 171-180)。

(i)「評価性」:ある種の価値的な達成(valued achievement)を表す、もしくは認めるという意味で、そのコンセプトは評価的(appraisive)でなければならないという特徴を持つとガリーは述べる(p. 171)。もっとも、この「評価的」であることの内容をガリー自身が論文の中でそれほど明らかにしているわけではないのだが、コリアー達はガリーの「評価性」に対して、三つの点を指摘できると主張している(Collier et.al. 2006, p. 216)。それによると、「評価性」は、第一に価値的あるいは規範的な部分にも関わるが、それだけでなく、事実や記述的な要素にもかかわるという点である。第二に、積極的な評価だけでなく消極的な評価も含まれるとする点であり、第三に、ある主要なコンセプトにおける規範的な要素は不明確で、理論的枠組もしくは適用される特定の文脈に依存するという点である。

⁹⁾ コリアー達の論文 (Collier et. al. 2006) は、ガリーの「本質的に論争的な概念」における7つの基準、および「民主主義」や「法の支配」という語への適用例について詳細なサーヴェイを展開しており、以下では彼らの議論の多くを参照していることを、断っておく。

- (ii)「**内在的な複雑さ**」: それは内在的に複雑でなければならない特徴を持つと される (Gallie 1956b, pp. 171-172)。この特徴は次の (iii) の特徴と相互に関連 する。
- (iii)「多様な記述」: (ii)で取り上げられた、内在的に複雑なコンセプトの様々な部分や要素に対して、それぞれ異なる人々や異なるやり方によって多様に記述することができる (p172)。例えば、芸術作品は、音楽かもしれないし、絵画かもしれないし、もしくはある種のパフォーマンスかもしれないが、それは異なる人々や異なるやり方によって様々に記述できる。コリアー達は、コンセプトが(ii)や(iii)のような特徴を持つという主張は、しばしば「集合概念」(cluster concept)と呼ばれるものと近似しているという (Collier et.al. 2006, p. 217)。そのようなコンセプトは、様々な要素が同じコンセプトの一部分であるときのみに有意味になる。このようなコンセプトは、他のコンセプトを集積したコンセプトとは異なり、他のコンセプトに分解や還元ができない。
- (iv)「未決性」: コンセプトは、状況の変化に合わせて修正され、前もってその修正を知ることはできない。そのように変化するコンセプトを「未決」(open) な特徴を持つとガリーは呼び (Gallie 1956b, p. 172)、彼は、あるコンセプトの意味の支持者と変化する文脈との関係を説明している (p. 174)。それによると、あるコンセプトの競合者は、彼ら自身のコンセプトの使用を守るとき、異なる別の状況を考えなければならない。なぜなら、彼らが支持している使用において新しい状況が好まざるものかもしれないが、支持者は彼らの好む使用を保つように効率的に状況に適合しようとするかもしれないからである。
- (v)「相互認識」: それぞれの概念の使用者は、自らの使用と他の使用者との使用が競合的であることを認識しなければならない。いわば、「本質的に競合的な概念」は攻撃的にも防衛的にも働く。ガリーが述べるには、ある集団があるコンセプトの特定の使用に固執していることを説明するだけでは、「本質的な論争性」を説明できない。そのため、他の集団が違う基準で同じコンセプトを使用してい

(436) 一橋法学 第15巻 第1号 2016年3月

ることを、お互いに認識することを条件として付け加えることで、「本質的な論 争性」において、お互いが競合することを説明できるとする(p. 172)。

ただし、(i) から (v) の条件だけでは、「本質的な論争性」は説明しているかもしれないが、そもそもこの条件では、コンセプトの同一性が保障されるかどうかが怪しく、ガリーもこの状態を「根源的に混乱している」(p.172) と呼ぶ。「本質的な論争性」だけでなく、コンセプトの同一性を保持するために、以下の(vi) と (vii) の条件が付け加えられる。

- (vi)「類型」: 様々な目的におけるコンセプトの使用者は、その権威が認められている実例から派生したコンセプト (の存在) を認めている (p. 172)。ガリー自身の議論では、その「類型」は歴史的に派生し、その歴史的起源の使用に現在の使用は影響を受けている。ただし、ガリー以降の議論における「類型」の議論では「広い解釈」と「狭い解釈」が存在するとされ、論者によってどちらの解釈を採用するか違いがある (Collier et.al. 2006, pp. 219-210)。ガリー自身の議論に近いとされる「狭い解釈」においては、必ず歴史的な起源の「類型」が受け入れられなければならないが、「広い解釈」においては必ずしも、歴史的に最初の「類型」が受け入れられる必要がない。
- (vii)「漸進的な競合性」: 現在の使用者の間で、元々の使用から維持・発展が何らかの方法で行われている(p. 172)。(vi)と(vii)の条件を組み合わせるのであれば、歴史的に派生したパラダイムの内部(パラダイム内部は歴史的に連続性が保たれている)において特定のコンセプトが使用されることによって、コンセプトの同一性が保たれているということができるだろう。

もちろん、この基準が正しいのかどうかは、今後の検討が必要となるが、先にも述べたようにこれはあくまでもガリーが提唱する、価値語や規範に関わるコンセプトを理解するための仮説・枠組である。

2. 「本質的に競合的な概念」の実例 ― 「民主主義」のコンセプト ―

ガリーは、「本質的に論争的な概念」の実例として、いくつかの実例を取り上げる。ここでは彼自身が取り上げる実例の中で、「民主主義」のコンセプトをとりあげ、「本質的に論争的な概念」の基準を彼はどのように適用するのかどうかを、確かめることにする(pp. 183-187)。

- (i)「評価性」:民主主義のコンセプトは(1956年当時において)150年以上の間、「特に抜き出た評価的な政治的コンセプト」(the appraisive political concept par excellence) として確立されているとガリーは主張する (p. 184)。
- (ii)「内在的な複雑さ」と(iii)「多様な記述」: ガリーは民主主義の「本質的な論争性」を説明する際に(ii)と(iii)の基準を同時に適用して説明する。彼が述べるには、民主主義は、下記に提示するような様々な側面の例を説明できるという点で「内在的に複雑」であり、「多様な記述」が可能である(pp. 184-186)。
 - (a) 民主主義は、市民の多数派が政府を選ぶことを意味する。
 - (b) 民主主義は、人種、信条、性別に関わりのない全ての市民の平等を意味する。
 - (c) 民主主義は、市民の継続的で能動的な政治参加を意味する。

もちろん、(b)と(c)は相対的に重要な民主主義の特徴を強調する。しかし、(a)の特徴が絶対的に必要とされるかというと、(a)の特徴も民主主義の必要条件でも十分条件でもないと主張する。例えば、(b)と(c)の特徴を持つような社会が達成されつつ、市民の(西洋社会の意味での)「自由選挙」を否定して、教会が政治を行う社会は想定可能であると彼は述べ、それらをめぐって「民主主義」のコンセプトが議論されると考えられる。

(iv) 「未決性」: 民主主義のコンセプトはその特徴において「未決」である。政治が実現可能性に対する、ある種の技術だとするのであれば、民主主義がターゲットとするものは状況の変化に応じて変わり、民主主義が達成されるかどうかは、そのような変化の中で判定されるという(p. 186)。コリアー達は、民主主義のコンセプトが歴史的に変化していった例として以下のような事例をあげる(Collier

et.al. 2006, p. 224)。19世紀から20世紀にかけては民主主義のコンセプトの意味が劇的に変化した時期であり、中産階級の出現、産業社会の隆盛、労働者階級が主要な政治的アクターとして登場したなどの状況の変化と実質的につながっていた。しかしその変化が起こる前の民主主義のコンセプトにおいては、民主主義とは財産を維持するための投票行動という政治制度であり、そこでは労働者階級や女性は含まれておらず、いわゆる普通選挙制とはほど遠かった。

- (v)「相互認識」:民主主義のコンセプトは攻撃的にも防御的にも両方使われ、そのことにほとんど議論の必要はないとガリーは述べる(Gallie 1956b, p. 186)。この点に関しても、コリアー達は、ピノチェット軍事政権下のチリで、その体制を「保護された民主主義」(protected democracy)と政権は呼んだが、西側諸国は「独裁国家」と非難した事例を挙げている(Collier et.al. 2006, p. 224f)。
- (vi)「類型」: これらの使用は、長い伝統の類例(exemplar)の権威を要求し、どれだけ多くの政治的運動がフランス革命からのインスピレーションをなぞってきたかを呼び起こすだけで良いとガリーは述べる(Gallie 1956b, p. 186)。コリアー達は狭い意味における「類型」の実例として、古代ギリシャのアテネの民主制は、現代のアメリカで議論されている熟議民主制の議論にまで影響を与えており、フランス革命の時でもアテネの民主制は適切な「類型」だっただろうと論じる。また広い意味の「類型」において、現代の国際社会の中で各国に民主化の波が押し寄せていると言われているが、特にラテンアメリカにおいては、アメリカの大統領制民主主義がその「類型」として参照される(Collier et.al. 2006, pp. 225-226)。
- (vii)「漸進的な競合性」: ガリーは、論文の中で直接この要素の実例を挙げていないのだが、前述の(vi)の「類型」の事例で挙げたように、アテネの民主制を契機とし、フランス革命を経由して、現代の熟議民主主義に至るまで、「民主主義」のコンセプトをめぐって、漸進的に議論が継続されていたことを鑑みると、この基準も「民主主義」のコンセプトに当てはまると私自身は考える。

これらの分析を通じて、「民主主義」のコンセプトは「本質的に論争的な概念」 だとガリーは論じている。

3. ガリーの議論とコンセプトとコンセプションの区別との比較

ここまでにおいて、ガリーの「根本的に論争的な概念」について簡単な概略を 説明してきた。この節においてはⅡ節で特に扱った、コンセプトとコンセプショ ンの区別の議論と比較してみよう。私の考えでは、以下の2点が挙げられる。

第一に、ガリーの議論とコンセプトとコンセプションの区別を比較するにあたって、前者はコンセプトがなぜ同一のコンセプトとして人々の間で通用しているのかという点に対し、説明が与えられているのに対し、後者ではその説明が与えられていないという点が挙げられる¹⁰⁾。すなわち、ガリーの議論においては 1.節で説明した基準だけでは、言語使用者が各自の解釈によって勝手にそのコンセプトを使用してしまうが、(vi)と (vii)の基準を付け加えることで同一の概念としてそのコンセプトが理解される。 11.節でも述べたたように、「本質的に論争的な概念」は、歴史的に派生したパラダイムの内部において特定のコンセプトが使用されることによって、コンセプトの同一性が保たれる。「民主主義」の事例において、「民主主義」のコンセプトが人々の間で同一の概念として現在まで理解されているのは、アテネの民主制を契機として、言語共同体内部で、そのコンセプトをめぐって継続的に議論されてきた結果からである。一方で、コンセプトとコンセプションの区別の議論は、コンセプトが同意される根拠を無視しているため、ガリーの議論においてコンセプトの同一性を確保する(vi)と(vii)の条件は無視されることが多い。

第二に、コンセプト/コンセプションの議論においては、どのようなコンセプトがコンセプションを派生するのか不明確なのに対して、どのコンセプトが「本質的に論争的な概念」なのかどうかについてガリーの議論はその基準がもっと詳細であるという点が挙げられる¹¹⁾。(i)から(vii)までの基準はあくまでもガリーが提唱した仮説の中の基準であり、またこの基準がなぜ「本質的な論争性」

¹⁰⁾ これは、**I** 4. 節で挙げた③「合意の根拠」と関連する問題だろう。

を生むのかというメカニズムを説明しているわけではないが、この基準を通過するかどうかで、そのコンセプトが「本質的な論争的な概念」であるかどうかをある程度確認することができるだろう。この点で、II 4. 節において問題点としてとりあげた(コンセプションを派生するコンセプトかどうかを恣意的に位置付ける議論(⑥「区別の基準」)に対して、その問題点を回避することができる可能性が生まれてくる。

Ⅳ 「法の支配 | と「法 | は「本質的に論争的な概念 | か?

前節では、II 4.の⑥「区別の基準」という問題点に関連して、ガリーの議論の基準を当てはめることによって、そのコンセプトが「本質的に論争的な概念」かそうでないかを区別することができる可能性について言及した。言い換えれば、「本質的に論争的な概念」の基準に当てはまらなければ、コンセプトの記述的要素が強調され、当てはまればコンセプトの評価的性格が高まると考えられる。実際にこのガリーの基準をある特定のコンセプトに当てはめることによって、そのコンセプトが「本質的に競合的な概念」かどうか検討した論者は何人かおり、その論者としてジェレミー・ウォルドロン(Jeremy Waldron)とケネス・エーレンバーグ(Kenneth Ehrenberg)の議論を取り上げることにする。彼らの議論を取り上げるのは、実際にガリーの基準の応用例を鑑みることによって、ガリーの議論の射程を探るという意味合いもある。

1. 「法の支配」は本質的に競合的な概念か? — ウォルドロンによる議論

まず、ガリーの基準に当てはまるものとすることで、コンセプトの評価的要素を強調する方向性がある。ウォルドロンは、2000年のアメリカ合衆国の大統領選でフロリダ州の開票結果をめぐって、ジョージ・ブッシュ(George Bush)とアルバート・ゴア(Albert Gore)の間で、最高裁まで争われた訴訟(ブッシュ

¹¹⁾ ただし、コンセプトとコンセプションを区別する議論は、複雑なガリーの7つの基準と 比べて、わかりやすい区別であったため、多くの論者に受け入れられたという推測も成り 立つかもしれない。

対ゴア事件)を題材にして、「法の支配」が「本質的に論争的な概念」なのかどうかを論じた。彼の結論は、「法の支配」の概念は「本質的に論争的な概念」であるというものである(Waldron 2001)。

- (i)「評価性」:ウォルドロンは「法の支配」は、明らかに評価的なコンセプトであり、ほとんど全ての使用者によって、そのコンセプトを適用するにあたり、どれが好ましい制度や状況かの評価が行われる(p. 153f)。例えば、フロリダの論争において、論争の参加者が、「法の支配」の観念に訴えることで、その観念に対してそれぞれ違う見方がなされた。ウォルドロンはこの論争における以下のような事例をとりあげる(p. 137f)。共和党員であったフロリダ州務長官のキャサリン・ハリス(Catherine Harris)は、「この選挙の真の勝者は"法の支配"である」と述べて、共和党のブッシュが勝利した選挙結果を支持した。一方で、最高裁判事のステファン・ブレイヤー(Stephan Breyer)はこの判決の反対意見として、「今年の大統領選に勝利した本人を完璧に確証することはできないだろうが、敗北した本人を完全に明らかにすることはできる。それは法の支配の公平な守護者としての判事に対する国民の信頼である。」と述べた。
- (ii)「内在的な複雑さ」と(iii)「多様な記述」:「法の支配」の観念は、論者によって様々に論じられている。ロン・フラー(Lon Fuller)は「法の内的道徳」として法の支配のコンセプトを8つの要素に分けている(Fuller 1969, p. 39, n. 18)それによると、(1)一般的であり、(2)公的に施行されており、(3)予期可能で、(4)理解可能で、(5)整合的で、(6)実行可能で、(7)頻繁に変更できず、(8)公的機関の行動に合致するなどの様々な側面を持つ。また、フラーとはやや異なる法の支配の要素の分類をジョン・フィニス(Finnis 1980, p. 270)などの論者が論じており、法の支配のコンセプトの複雑さを示している。
- (iv)「未決性」: ウォルドロンによると、英米圏の法システムにおいて、「法の支配」の基本的な理念が変わらなくても、「人よりも法が支配する政治システムを作る」(Waldron 2001, p. 158) という制度的な課題に直面するときに、「法の支

(442) 一橋法学 第15巻 第1号 2016年3月

配」のコンセプトの内容が変動する可能性がある。2000年のフロリダの出来事は、4つの領域において「法の支配」の制度的な問題の争いがあった。

- (1) 政治的なアクターによる公的な自由裁量の行使。
- (2) あいまいな基準による自由裁量の規制。
- (3) 法的なプロセスに対する政党の信任。
- (4) 裁判所が政治的な論争を解決すること。

例えば、上記の状況によって、裁判所の役割が論じられるとき、裁判所の権威によってフロリダの問題を解決することを何人かの論者が提案し、それが「法の支配」なのだと主張された(p. 146f)。これは、裁判所が政治的な問題に介入するべきかという問題が「法の支配」の内容なのかどうかが争われた事例と考えられる。

- (v)「相互認識」:ウォルドロンは、明示的に「相互認識」の問題を論じていないが、コリアー達の主張によると、「法の支配」というコンセプトの相互認識においては、判例法における判決や判例の存在そのものが裁判による争いの記録としてその証拠となるだろうと述べている(Collier et al. 2006, p. 230)。
- (vi)「類型」: ウォルドロンは、判例形成を例とするように、「法の支配」のコンセプトにある種の類型が見られることを認めるが、Ⅲ1.でコリアー達が区別したような「狭い解釈」と「広い解釈」の区別を受け入れ、「法の支配」のコンセプトには、「広い解釈」が当てはまるとする(Waldron 2002, p. 158)。なぜならば、裁判で「法の支配」が争われたとしても、「法の支配」の起源まで辿られることは少なく、他の先例や制定法に言及するのみにとどめることが多いからである。
- (vii)「漸進的な競合性」:この基準についても明示的にウォルドロンは論じてはいない。ただし、コリアー達によると、フロリダの問題における論争者たちは、それぞれの理解する「法の支配」と、開票結果と最高裁の介入との間の複雑な法的議論を調停するにあたって参加者達はこのコンセプトの基礎部分を体系的に考

えるように強いられたという (Collier et al. 2006, p. 231)。つまり、現在の「法の支配」の論争を考える上で、過去の論争も省みる必要に迫られたというわけである。

以上の議論から、ウォルドロンは「法の支配」というコンセプトを「本質的に 論争的な概念」だと主張する。

2. 「法」は本質的に論争的な概念か? — エーレンバーグによる批判

ウォルドロンの議論とは逆に、ある特定のコンセプトに対してガリーの基準を当てはめた結果、その基準にそのコンセプトの特徴が当てはまらないため、「本質的に論争的な概念」ではないと主張するエーレンバーグの議論を次に取り上げる。具体的にエーレンバーグが分析の対象とする特定のコンセプトとは「法」であり、ガリーの基準に当てはめた結果、「法」というコンセプトは「本質的に論争的な概念」ではないと彼は論じている。II 2. 節でも説明したように、ドゥオーキンは「法」という言葉に対して、「法」を一般的に説明する抽象的な「法」のコンセプトが最初にあり、「法」の観念の解釈を巡って相互に競い合うという「解釈の企てとしての法」という構想を提唱していた。エーレンバーグはドゥオーキンの構想に対して、「法」を一種の「本質的に論争的な概念」と見なしていると捉え、彼に批判を加える(Ehrenberg 2011)。

特に法実証主義的な傾向が強い論者においては、「法」は記述的要素が高いとみなされ、普通はコンセプションが派生するようなコンセプトとは考えられないことが多い。またガリー自身は「法」を「本質的に論争的な概念」そのものではなく「本質的に論争的な概念」の候補だとみなしていた(Gallie 1964, p190)。しかし、『法の帝国』においてドゥオーキンは「法」の抽象的なコンセプトから具体的なコンセプションが生まれると考えている。ドゥオーキンが述べるところによると、法のコンセプトを解明する一般的な基準は存在せず、そのコンセプトに対してお互いに競合する可能性のある解釈が提案される。そして、従来の法哲学者はコンセプトの一般的基準を模索していたが故に(=「意味論の毒牙」)、「法とは何か」という問題に対して有効な回答を得ることができなかったと彼は述べ

る (Dworkin1986: ch.3)。ドゥオーキンの主張は正しいのであろうか。

エーレンバーグはドゥオーキンのようなコンセプトとコンセプションの区別する議論と、「本質的に論争的な概念」の議論に重なる部分があると論じ、「法」のコンセプトをガリーの基準に実際に当てはめる。「法」のコンセプトをガリーの基準に当てはめる際に、Ⅲ1.節の(i)「評価性」と(v)「相互認識」と(vi)「類型」の基準が特に問題になると彼は考えており、その基準の適用に焦点を絞る(Ehrenberg 2011, pp. 223-227)。

(i)「評価性」:(道徳的に悪いかどうかも含めて)所与の行為が法に反するかどうか、そして所与の社会が法システムを持つかどうか(「法システム」と言えるほど、ある段階までその制度が洗練されているか)ということは評価的である。それにも拘わらず、一般的な法のコンセプトはいつも評価的であるとは限らない。もっとも一般的な法のコンセプトが、「法の支配」以外にも様々に使われることを思い起こせば、それらは違うコンセプトだと呼びたくなるかもしれないが、それは、それらの一部の使用は評価的であり、一部は評価的ではないということである(p. 223)。エーレンバーグの意図を汲むのであれば、裁判所を始めとする法制度は記述的であろう。

例えば、「法の支配」は極めて評価的な言葉だが、それは統治の形態と結びついている。「法の支配」と結びついている政府の統治システムや特定の政治形態が、政府にとって良いかどうかということを考えることはできる。しかし、これは法と政府の関係であって、「法」そのものではない。もっと言えば、「法の支配」の意味とは法と政府との関係(それに関係する法も含まれるかもしれないが)という意味であり、「法」そのものの意味ではない(p. 224)。

(v)「相互認識」:「法」のコンセプトは、確かにある種の(ii)内在的な複雑さ、(iii)多様な記述、そして(iv)未決性という要素が認められるが、5つ目の基準である「相互認識」は、ある特定の場面に限られる。例えば、「法に反しているから、彼はそうすることができない」と自分の法の解釈を述べたときに、「私の解釈ではないが、それは法に反していない」と相手から返答があったとする。

この場合、相手と意見が対立しているにも関わらず、相手は他人の解釈に依存していて、自分と相手の解釈が競合的に対抗していない。基本的に私たちの普段の生活では、自分自身の法解釈を提示する場面は少なく、自分の裁判所の判決や政府解釈などの権威による解釈に依存する(p. 224)。

また、法理論家が、他のものと対抗するために支持する「法」の機能を論じようと試みるとき、自分の頭の中ですら、コンセプトが攻撃的で防御的であることがあるとされ、ドゥオーキンはこれを強調する(Dworkin 1986, p 92 (邦訳: p. 157))。しかしながら、エーレンバーグによると、これは「法」のコンセプトの基本的要素を記述する時のやり方ではない。法理学理論が構築されるときのプロセスは競合的というより協力的である。もし、異なる法学者によって提供される「法」のコンセプトの様々な基本的要素においてお互いに整合的であることが判明するのであれば、その使用が競合的であるということが必然的でないということがわかるだろうと主張する(Ehrenberg 2011, p. 225)

(vi) 「類型」: 前述したように(III 1.節)、コリアー達は(vi)の「類型」の議論において、狭い解釈と広い解釈の両方があるとして、彼らは狭い解釈の「歴史的」側面に否定的であったが、エーレンバーグは「類型」の基準において、歴史的側面を強調する(pp. 225-227)。

彼によれば、変化するルールの集合、解釈的な営み、エリートによる権力行使のメカニズムなど様々な法理論の立場がいくら競合しようと、「法」は歴史的に依存しているとされる。この主張は抽象的な「法」のコンセプトが歴史的類型に適合しているかどうかについて述べているのではなく、その使用の特定のトークンとしての具体化が適合するかどうかについてであると述べる。他の本質的に論争的な概念の候補は過去を否定することがあるかもしれないが、「法」は社会実践の歴史を伴わなければ、理解できない。誰もがモーゼの十戒やハンムラビ法典が法の事例だということに疑問を持つものはいないだろう(p. 225)。ドゥオーキンにおいても、解釈する過去の判例や伝統に現在の裁判官が何か新しいものを付け加えているとする「連鎖小説」の比喩に見られるように、解釈を支える規範は、過去の歴史に適合しなければいけないことが強調されている(Dworkin 1986.

(446) 一橋法学 第15巻 第1号 2016年3月

pp. 230-231, (邦訳: pp. 359-362))

エーレンバーグによれば、むしろ解釈やコンセプションが競合し、適切な使用が必要とされる際に、外部の記述的な視点を理解することが有効とされる(Ehrenberg 2011, pp. 225-226)。彼の主張は、H. L. A. ハート(H. L. A. Hart)の主張(Hart 2012, pp. 89-91(邦訳: pp. 152-155))との親和性を持つという。ドゥオーキンはあくまでも法実践内部の解釈にこだわったが、ハートは参加者の様々な内部の視点を説明する外的視点から法を分析し、内部の視点それぞれの大きな類似性を「法」のコンセプトに編入する。

よって、エーレンバーグは、「本質的に論争的な概念」における(i)「評価性」と(v)「相互認識」の基準には当てはまらず、(vi)「類型」の基準が持つ歴史的かつ記述的要素を強調することでも「法」のコンセプトは、「本質的に論争的な概念」であるとは言い切れないということを、主張する。彼の立場からみれば、全てを解釈や規範的な要素に委ねるドゥオーキンの方向性は行き過ぎているということになる。

V スワントンによる問題点の指摘

これまでにおいては「本質的に論争的な概念」の枠組を基本的に受け入れる形で議論が進められてきた。これは、二つの議論の違いに着目し、具体例に適用することによって、II 4. で挙げた⑥「区別の基準」の問題を回避する可能性を確認するためである。しかし、これまでの「本質的に論争的な概念」の議論では、以下のように二つの問題点を指摘できるだろう。

第一に、ガリーの7つの基準は、論争的な概念のメカニズムそのものを解明しているわけではない。これは先にも述べたようにガリー自身がこの議論を仮説や枠組として論じているためであり、ガリー自身もその後の論者も、なぜこの基準を用いなければならないのかという根拠を明確に述べているわけではない。

第二に、コンセプトやコンセプションを区別する議論よりも相対主義的性質や 懐疑論的性質が強いという点である。コンセプトとコンセプションを区別する議 論は、コンセプトにおける同意や共通する基準によって、相対主義や懐疑論から一応免れていた。しかし、「本質的に論争的な概念」の場合、コンセプトの同一性を保証するものは歴史的に形成されたパラダイム内部の使用によるものであり、コンセプトに共通する基準や同意があるわけではない。

以上のような問題点や、III 3.節で挙げた違いがあるとはいえ、「本質的に論争的な概念」とコンセプトとコンセプションを区別する議論はむしろ共通点の方が多いように思われる。まず、III 1.節の「本質的に論争的な概念」の(i)から(v)の基準は「コンセプション」にあたる部分であり、同一性を保証する(vi)と(vii)にあたる部分を「コンセプト」にあたる部分と解釈することも可能である。また、(i)から(v)の基準は、コンセプトとコンセプションの区別を受け入れる論者にとっては、規範的概念の特徴としてほとんど暗黙裡に受け入れられている前提だろう。ガリーの議論はこのような暗黙裡の前提を明確にしているという点で評価できる。

次に、このような共通点から、二つの議論を組みわせた観点で、規範的概念そのものの特徴や特質を明らかにしていくという方向性に目を向ける。これは現在に至るまで多くの論者が目指してきた方向性だと考えており、この方向性に着目することで、**II 4.** で挙げた①コンセプト自体の争い、②区別の不明瞭さ、③合意の根拠の問題をクローズアップすることができると私は考えている。

1. コンセプトとコンセプションの区別と「本質的に論争的な概念」

二つの議論を統合して議論する手がかりとしてクリスティン・スワントン (Christine Swanton) の議論をとりあげてみよう (Swanton 1985)。スワントン の論文は 1980 年代に公刊されたものだが、その議論が現在に至るまで十分に消化されているとは言い難い。彼女の議論は「本質的に論争的な概念」とコンセプト/コンセプションの区別の基準の双方の重要な問題点を指摘していると私には思われるため、ここで詳しくその議論を追ってみることにしよう。

まず、ガリーの議論では、コンセプションという言葉が明示的には使われていない¹²⁾。しかしながら、コンセプトの「使用」(use)という言葉はガリーの論

¹²⁾ ただし、論文の中で「コンセプション」という言葉が一箇所だけ使われている部分が存在する (Gallie 1956b: p. 176)。

文の中で散見される。そのため、コンセプションをコンセプトの使用と同一視する解釈をスワントンは提示する。つまり、彼女は一つのコンセプトCがある場合、競合するコンセプションがあるということを、コンセプトCの「使用」があるということだと解釈する(p.812)。

コンセプトとコンセプション (もしくは「使用」) の違いを明示化するものとして、ジェラルド・マッカラム (Gerald MacCallum) による「自由」の定義をスワントンは例に挙げる (MacCallum 1967: pp. 312-314)。

「マッカラムによる自由の定式化|

x は、z をする(をしない、になる、にならない)y から自由になる(ならない)

この定義において、x は行為者の範囲を表し、y は制約や抑圧などの「妨害条件」の範囲を表し、z は「行為もしくは環境の条件」の範囲を表す。マッカラムによると、自由に関する論争は x、y、z の適切な範囲をめぐる論争だと考えることができるとする。これは本質的に論争的な概念を支持する論者(およびコンセプトとコンセプションの区別に執着する論者)にとっては、これを異なるコンセプションを巡る論争であると捉えることができる。

また、本質的に論争的な概念を支持する論者、およびコンセプトとコンセプションを区別する論者は、敵対するコンセプションであっても同じコンセプトをめぐる論争であるならば、「共通要素」(common element)あるいは「共通核」(common core)が共有されるとする。例えば、この状況をロールズは次のように描写する¹³⁾。

「正義にかなった諸制度の特徴をこのように描写することにすることに人々 が合意できるのはなぜかと言えば、恣意的で根拠のない分け隔てや適正な折 り合いという観念は正義のコンセプトに含まれているものの、その中身に関

¹³⁾ 以上の引用のように、ロールズにおいて、コンセプトは「使用」(use) されるものというよりは「解釈」(interpret) されるものである。

しては、各人が採用する正義の諸原理にしたがって解釈する (interpret) 余 地が残されているからである」(Rawls 1999, p. 5 (邦訳: pp. 8-9))

そして、ガリーによれば、このようなコンセプトは「歴史的類型」によるパラダイムに適用することで派生する。このような見方を採用するのであれば、本質的に論争的な概念の論者はその概念が「共通核」を持つが、この「核」の詳細な使用や解釈は本質的に論争的であるということに同意するだろう。ロールズの使用法では「共通核」はコンセプトであり、競合する「解釈」はコンセプションである(Swanton 1985: p. 813)。

2. 「本質的に論争的な概念」の特徴の定式化

「本質的に論争的な概念」の問題を特徴づけるために、スワントンは本稿の**Ⅲ** 節でも引用したガリーの一文を引き合いに出す。

「本質的に競合的な概念があるということで私が意味することは、概念の適切な使用が、使用者における適切な使用の終わりのない議論を不可避的に含むということである。」(Gallie 1956b: p. 169)

この引用箇所には、以下のように二つのポイントがある (Swanton 1985: p. 813)。

- (1) 問題のコンセプトの適切な使用は、そのコンセプトの使用者によってその 使用が「論争的」であり、原則として、実際に論争になるだろうと認識されることを伴う。
- (2) その論争は、不可避(inevitable)な事例としての性質を帯びる。

この二つのテーゼの前半部分(1)の部分をスワントンは以下のように定式化する。 この定式化は特にガリーの基準である、(ii)「内在的な複雑さ」、(iii)「多様な記述」、(v)「相互認識」の条件を強調する。

(450) 一橋法学 第15巻 第1号 2016年3月

C:政治理論の中心には、最低でも一つのコンセプトがあり、それは(a)多様な「解釈」や「使用」を認め、(b)その適切な使用は議論の余地があり、コンセプションは敵対するコンセプションに対して、「攻撃的で防御的」に展開されるというものである。

後半の(2)のテーゼにおけるガリーの主張は、適切な使用に関する論争は「不可避」で「終わりがない」という強い特徴を伴っている。それはただ単純に、人間の心理的な特徴というよりは、コンセプトそれ自身に伴う特徴として理解されるべきものである。これはまさに論争が「本質的」であるからである。スワントンによれば、(2)のテーゼは、単なるレトリックだとは解釈せず、「相対主義」および「懐疑論」を前提とするという強い解釈の立場をとっている¹⁴⁾。(2)のテーゼを踏まえたスワントンによる相対主義と懐疑論のバージョンのそれぞれの定式化は以下の通りである(p.814)。

「相対主義的な定式化 |

 P_R : 政治理論の中心には、最低でも一つのxのコンセプトCがあり、それは多様な「解釈」(いわば、xというコンセプション)を認めるものであり、あらゆるCの解釈は最も優れたxのコンセプションではない。

「懐疑論的な定式化」

 P_E : 政治理論の中心には、最低でも一つのxのコンセプトCがあり、それは多様な「解釈」を認め(いわば、xというコンセプション)、Cのあらゆる解釈 Cにおいて、Cが最も優れたxのコンセプションであるという信念を正当化するものはない。

¹⁴⁾ 後述するが (V 5.節)、ガリーの「不可避」で「終わりがない」という表現を単なるレトリックとして捉え、「本質的に論争的な解釈」の議論を懐疑論や相対主義の立場として解釈しない方向性も考えられる。これをスワントンの「強い解釈」と対比させて「弱い解釈」と本稿では呼ぶことにする。

スワントンによれば、 P_R と P_E の違いは、次のように説明される。 P_R において、最も良いコンセプションxは、Cを含む主張の真理条件のただ一つの集合を派生させるが、そのような真理条件はないということである。一方 P_E は、真理条件と主張可能性条件を区別し、真理条件が必ずしも主張可能性条件ではないことが確認されれば、 P_R の否定と P_E は両立できるということである。この仮定をとれば、コンセプションを発見する主張の正当化が可能でなくとも、最も良いxというコンセプションは存在するかもしれない。

3. 二つの区別の不整合

スワントンは、こうして定式化した C、 P_R 、 P_E を利用することによって、「本質的に論争的な概念」の問題点をいくつか指摘している。その不整合の一つは、コンセプトの「共通核」と使用(解釈)、あるいは「コンセプト」と「コンセプション」の区別そのものである。

3.1. 二つの区別の不整合

初めに、「共通核」と使用(解釈)、あるいは「コンセプト」と「コンセプション」の区別が仮に成立するとすれば、人々が共有する「共通核」あるいは「コンセプト」自体は、なぜ論争的ではないのだろうかという疑問を彼女は問題とする(p.816)。

まず、「共通核」が仮に論争的ではないとすれば、それに対して、真理条件や何らかの事実の帰属がそこにあるか(この時点で、 P_R は否定される)、もしくはその主張を正当化する何らかの手続きが必要とされる(この時点で P_E は否定される)わけだが、 P_R もしくは P_E が否定される以上、なぜコンセプションにもその真理条件や主張の正当化手続が存在しないのかがわからないとされる。彼女が明示的には示していない例だが、V.1. 節であげたマッカラムによる自由の定式化を再度とりあげてみよう。

x は、z をする(をしない、になる、にならない)y から自由になる(ならない)

(452) 一橋法学 第15巻 第1号 2016年3月

この定式をスワントンは「自由」の「コンセプト」だと解釈し、また自由のコンセプトの定式内の変項である x, y, z はコンセプションだと解し、そのパラメーターをどう変えるかということがコンセプションの争いおよび論争性であると考える。

この定式や「コンセプト」に争いがないとすると、定式や「コンセプト」に真理条件か主張可能性条件が存在するはずである。つまり、定式に仮に真理条件があるとすれば、定式には真でありうる場合がありうるということである。その場合、x,y,zの変項は、組み合わせによっては真である可能性が否定できず、自由のコンセプトの定式化を真とする変項である、x,y,zの組み合わせがある以上、完全な論争性をコンセプションに持たせることはできない 15)。

他方で、「共通核」も仮に本質的に論争的な性質を持つと考えるとどうなるだろうか。この仮定を基にすると、主張者が同意する(もしくは同意しない)基準である共通核自体がなくなる。この場合、「本質的に論争的な概念」の論者はCのテーゼを破棄するか、(Cが真であることを守るために)そのコンセプトの様々な解釈に共通するたった一つの「核」がコンセプトにあるという想定を破棄せざるを得なくなるという。

3.2. 分配的正義の事例

彼女は、「共通核」の論争性の問題を、「分配的正義」の事例を出すことによって、より詳しく説明している。彼女は、まず「分配的正義」のコンセプトのサンプルとして、 C_1 、 C_2 、 C_3 を挙げる (p.817)。

 C_1 : 公正な手段による公正な状況から社会的利益の分配が生ずるものは全て、 それ自身として公正である。

C₂: 社会的利益において競合する主張の間で、適切で恣意的ではない均衡が決定される。

¹⁵⁾ ただし、定式化を真とする変項の組み合わせに至るまでに論争が絶えない可能性や、真とする組み合わせに至るまでの何らかの障害がある可能性を否定しているわけではないと思われる。

C₃: 彼/彼女の分け前もしくは社会的利益の量に応じて、(社会的利益は) 与 えられる。

これらの C_1 , C_2 , C_3 において、明らかに多くの解釈の余地が存在している。例えば、歴史権限的な C_1 においては、「公正な状況」や「公正な手段」などの解釈が必要とされるし、ロールズ的な C_2 においては「適切で恣意的ではない均衡」が問題となり、デイヴッド・ミラー(David Miller)などの論者が論じる(Miller 1967)パターン化 16)されたコンセプトである C_3 では「分け前や量に応じて」という部分の解釈が問題となる。 C_1 , C_2 , C_3 それぞれに多様で異なる解釈(あるいはコンセプション)がある以上、 C_1 , C_2 , C_3 はすでにコンセプトだと彼女は述べる。

 C_1 , C_2 , C_3 は高度に抽象化されているが、分配的正義のコンセプトとして C_1 , C_2 , C_3 のどれが受け入れられるべきか合意があるわけではない 17)。例えば、 C_3 のようなコンセプトを受け入れるパターン論者は、 C_2 は功利主義のような総計的原理や、ロールズの格差原理のような総計制限的原理であると主張する。そのため、功利主義や配分原理は資源配分の前のパターンではなく結果に注目しているため、 C_2 はパターン論者における正義の原理ではない。また、ノージックのウィルト・チェンバレンの例 18 が示すように、純粋に手続的な配分で資源を分配した場合、配分前のパターンを保持しないため、 C_3 は C_1 も受け入れられない。

このように、正義のコンセプトは高度に理論依存的である。ロールズ的な C₂ は、競合する利害が生じたときに正義の問題が生じることを仮定しており、これは明らかにヒュームの人為的な徳(artificial virtue)としての正義に立脚してい

¹⁶⁾ ミラー自身は、自らを明示的にパターン論者だと明言しているわけではないが、スワントンはロバート・ノージック(Robert Nozick)の「パターン化」の議論を参照していると推測される(Nozick 1974, pp. 155-160(邦訳:pp. 263-271))。なんらかの資源が分配される前に「ニーズ」や「功績」などのパターン原理に基づいて、分配を決める立場をこのように呼んでいると思われる。

¹⁷⁾ この論文の草稿を読んだ人物から、C1, C2, C3には「財の配分を決定する規則である」という合意内容があるのではないかとの指摘があった。ただし、その指摘を認めたとしても、合意内容がないというスワントンの立場と、合意内容があるという立場との間で既にコンセプトの競合が起こっている。

(454) 一橋法学 第15巻 第1号 2016年3月

る。歴史権限的な C_1 は、正しい帰結の構造というよりも正しい手続きや過程としての分配的正義の見解を基礎としている。最後にパターン化されたコンセプトである C_3 は、分配的正義を、個人の利益、障害、ニーズや努力や生産力といった個人の自然的な財産(natural property)の間で正しく調和するものという基準として捉える。

3.3. コンセプトの指示対象

コンセプトにおいて「共通の意味」に同意することができないというディレン マに対して、スワントンが示す代替案は、語に共通の意味が欠けているというこ とが共通の指示対象が欠けているということにはならない、という言語哲学の主 張に依拠することである。言語哲学上の指示の理論では、十分に多くの「サンプ ルーに対する同意によって、競合する理論においても同じものを指示すると提案 されている (cf. Smith 1981, pp. 7-8)。例えば、自由の事例では、発話において 「自由」という語を含む数多くの発話のサンプルがあることに(競合する理論に おいても) 同意するだろう、それはアリストテレスが「エンドクサー(endoxa) と呼んだものと同様である。エンドクサにおいては、ある主題の「共通のコンセ プション|が多くの者によって受け入れられる。例えば、「所持金を持つ旅人が 『金か? 命か?』と盗賊に脅されたとき、彼はその状況から自由ではない」と いう発話は彼らの多くによって受け入れられるだろう。ここから、スワントンは コンセプション同士に共通する核となるコンセプト (core concept) を想定する ことなしに、論争的なコンセプションは同じ理念を指示していると明言すること ができるという結論を出す (p.818f)。少なくとも、この結論は、規範的概念に おけるコンセプトとコンセプションの区別に懐疑的にならざるを得ないものであ

¹⁸⁾ ノージックは『アナーキー・国家・ユートピア』の中で、バスケットボール選手であるウィルト・チェンバレンという人物を登場させる。チェンバレンは、各試合で入場券1枚につき25セント取るような契約を結ぶ。シーズンが始まると、チェンバレンは超人気プレイヤーとなり、一シーズンで100万人が彼の試合を見に来て、25万ドルを彼が得て、誰よりも多い収入を得てしまったという架空のエピソードである。このような手続き的な配分は分配前の何らかの「ニーズ」や「デザート」などのパターン原理に基づいていないとノージックは指摘する(Nozick 1974, pp. 161-163 (邦訳: pp. 271-273))。

ると思われる。スワントンの議論に付け加えるならば、ウィトゲンシュタインの『哲学探求』(1953年)における「家族的類似性」の議論も例証として挙げられるだろう。ウィトゲンシュタインはある語の外延における全ての対象に共通する内包があるわけではなく、ゆるやかな繋がりによってある語の外延における対象が共通のものとされていることを指摘する。

4. 相対主義と懐疑論の問題

スワントンの議論は更に続く。スワントンの議論は、「本質的に論争的な概念」に対して、ガリーが「不可避」で「終わりのない」と表現するものを強調し、その主張は「相対主義」もしくは「懐疑論」を必然的に伴うと考えている。たとえ、コンセプトとコンセプションの区別が消えてしまったとしても「本質的に論争的な概念」は「相対主義」や「懐疑論」が伴うものとして捉えるのであれば、それを擁護する正当化や根拠が弱いと考える。この根拠の問題について論じる際に、V3.2.節の C, P_R , P_E という定式化を、V3.3.における結論を踏まえて、それらの修正したモデルをスワントンは示す(P.819)。下記の定式化においては、基本的にコンセプトとコンセプションの区別が取り除かれている。

C: 少なくとも一つの政治的理念 x があり、それには複数のコンセプションが存在し、それらのコンセプションである x は、x に競合するコンセプションに対して攻撃的かつ防御的に展開する。

 P'_R :複数のコンセプションが存在する政治的理念 x が少なくとも 1 つあり、x のコンセプションは最も優れた x のコンセプションではない。

 P'_E :複数のコンセプションが存在する政治的理念 x が少なくとも 1 つあり、あらゆる x のコンセプションが最も優れた x のコンセプションであるという信念を正当化することができない。

上記のように、「本質的に論争的な概念」の定式化を修正した後、「本質的に論争的な概念」の相対主義・懐疑論的側面を正当化する論拠のいくつかを文献から提示する。

(456) 一橋法学 第15巻 第1号 2016年3月

Q:多くの政治的コンセプトの基準は複雑で評価的であり、別のコンセプトと の間で固定された優先関係には立っていない。

R:政治的理念のコンセプションは、「内側から生じ」、「内側から操作され」、 そして特定の道徳、政治的理論、もしくは「パースペクティブ」を表現する。

S: あらゆる道徳的・政治的パースペクティブの外部にあり、政治的理念を最も良いものとするようにあらゆるコンセプションを判断することができる観点とされる「アルキメデスの点」がない。

スワントンの意図は、これらの論拠の反例を示すことで、「本質的に論争的な概念」における相対主義と懐疑論という特徴の正当化の根拠の薄弱さを指摘することである。

4.1. 基準の多様性という論拠に対して まずはQのテーゼから検討する。

Q:多くの政治的コンセプトの基準は複雑で評価的であり、別のコンセプトと の間で固定された優先関係には立っていない。

これは(ii)「内在的な複雑さ」(iii)「多様な記述」という条件から、ガリー自身が示している根拠であるとされる(Gallie 1956b: p. 176)。このテーゼが示すように、様々な基準を政治的なコンセプトが持つという事例として、「正義」の事例をスワントンは挙げる(Swanton 1985: pp. 820-821)。

二人の子供である A と B が、雇い主とそれぞれ半分の窓ガラスを掃除すれば 1 人の子供に 10 ドルもらえることに同意したとしよう。 A は一時間の掃除で十分な結果が出た一方で、B は二時間費やして完璧な仕事を行った。 A の家族は絶望的なほど貧乏で、B の家族は富裕である。権利による権限の基準によれば、A と B にそれぞれ 10 ドルあげるべきだし、デザート(功績)の基準によれば、B は A よりも多く受け取るべきだろうし、ニーズの基準によれば、A は B よりも多く受け取らなければならないだろう。 Q のテーゼをこの状況に適用する限り、

これらの基準は多様であり、基準が衝突し、一つ、もしくはそれ以上の基準が優 先される。

しかし、スワントンによればQのテーゼを正義に当てはめた時、 P_R や P_E で挙げられている意味で、正義は本質的論争性があるということが必然的に伴うわけではないとされる(p.821)。彼女によれば、Qのテーゼはロールズが定義した直観主義者の正義のコンセプションと両立可能である。ロールズによる直観主義の定義は以下のようなものである。

「すなわち直観主義とは、これ以上数が減らせない複数の第一原理の一群が存在しており、そのため比較考量を行わざるをえないと説くものであって、第一原理群を互いにどのように釣り合わせれば(私たちの熟考された判断において)もっとも正義にかなうのかを自問する学説といえよう」(Rawls 1999: p. 34 (邦訳: p. 48))

このような直観主義は、まず衝突の可能性のある複数の第一原理で構成され、次に明示的なルールがないという特徴があるとする。そのようなコンセプションによると、何が正答なのかということを事前に特定する決定手続きがないにもかかわらず、 Γ Sという状況に φ するだろうか?」という問題に対して、単一の回答があるとされる。そのため、 Γ Qのテーゼは直観主義者の真理と両立可能である一方、 Γ Rや Γ PEは両立可能ではない、よって Γ Qのテーゼは Γ Rや Γ PEを必然的に伴わない。

4.2. 特定の観点からの表現という論拠について

Rのテーゼはスティーブン・ルークス(Steven Lukes)とジョン・グレイ (John Gray) が主張しているとされるものである(Lukes 1974; Gray 1978)。

R:政治的理念のコンセプションは、「内側から生じ」、「内側から操作され」、 そして特定の道徳、政治的理論、もしくは「パースペクティブ」を表現する。 Rのテーゼは一見して、「本質的に論争的な概念」の特徴と結びつかないように見えるが、ルークスは、トーマス・クーン(Thomas Kuhn)の「共約不可能性」の議論を参照することで、この繋がりを訴えようとする。スワントンが解釈したルークスの議論は、次のようなものである(Swanton 1985, pp. 821-822; Lukes 1974, p. 177)。

本質的に論争的な概念のコンセプトは理論相対的であり、例えば、一つの正義のコンセプションは一つの正義の理論に依拠する。それは最も優れた正義のコンセプションはないということを示しているわけではないが、もし、異なる正義の理論が共約不可能であるならば、最も優れた正義の理論がないことになり、それゆえ最も優れたコンセプションもないことになる。従って、論争的なコンセプションが依拠する理論的な「パースペクティブ」の共約不可能性のテーゼを通して、Rが真であることは、PRによって支持される。

彼女によると、共約不可能のテーゼは二つの形態をとる。一つは、それぞれの理論における基礎的な語の意味が違うという意味のものであり、さらに意味が指示であると考えるのであれば、異なる理論における基本的な語の指示対象も異なることになる。二つ目は、それぞれの理論で基礎的な語が同じものを意味するかどうか示すことができないというものである。

C'とRと共約不可能性のテーゼを同時に主張するルークスの主張は維持できないと、スワントンは主張する (Swanton 1985, pp.822-823)。依拠する理論が共約不可能であるならば、それらの理論から生じたコンセプションは端的に論争ができない。理論が論争的であるときのみ、理論に依拠するコンセプションは論争的になる。

一般的に共約不可能な理論は論争的な理論だという混同が信じられていることが多い。共約不可能な理論が適切に同じ対象を指示していると言われるときでも、異なる理論と両立不可能な性質を同じ対象に帰属する理論は正当化できない。そのような異なる理論間で同一の対象を指示するという主張は、異なる理論は翻訳可能であるということを前提とするために、この時点で共約不可能なテーゼは、否定される。

結局のところ、先にも述べたように C'とRと共約不可能性のテーゼは同時

に主張できない。しかし、ルークスは P_R からRへ移行するために、共約不可能性のテーゼを必要としている。共約可能性のテーゼがなければ、最も優れた正義のコンセプションは最も優れた理論に依拠しているという P_R の反対者の主張に対して回答は未決のままである。Rと P_R とのつながりを望む本質的な論争性の論者はここでディレンマに遭遇する。仮にクーン的な共約不可能性のテーゼが偽であるならば、最も良い理論が最も良いコンセプションを生じるという主張が意味をなす。この場合、Rと P_R の繋がりが破棄される。一方で、正義の理論が共約不可能であるならば、そもそも論争ができないため、C は成立しない。よってRの主張から本質的論争性を導きだそうとする試みは根拠に乏しい。

4.3. 「アルキメデスの点」がないという論拠について

Sのテーゼは特にルークスがRのテーゼと共に主張しているものであるとされる。ルークスはSのテーゼを主張することで、ロールズの原初状態の立場を批判する。

S:あらゆる道徳的・政治的パースペクティブの外部にあり、政治的理念を最も良いものとするようにあらゆるコンセプションを判断することができる観点とされる「アルキメデスの点」がない。

例えば、ロールズは、「この視座から社会における私たちの境遇を眺めることは、それを『永遠の相の下』に、了解する業に等しい。すなわち、人間の状況をあらゆる社会的視点のみならず、あらゆる時間的観点からも凝視することを意味する。」(Rawls 1999, p. 514 (邦訳: p. 774))と述べ、原初状態は「社会の基礎構造を判定するアルキメデスの点」(p. 511 (邦訳: p. 769))であると主張している。ルークスは、このロールズの原初状態の人間像を歴史的・社会的決定要素が取り除かれているため受けいれ難く、したがって必然的に原初状態の個人を歴史的に特有で社会的に特有な特徴を実際には与えている、とロールズの立場を評する(Lukes 1974, p. 183)。

スワントンは、「アルキメデスの点」がないことを主張するルークスのような

(460) 一橋法学 第15巻 第1号 2016年3月

立場は、P'Eの懐疑論を前提としているとされ、それは以下のような推論のステップをとるとされる(Swanton 1985, p. 824)。

- (a) 政治的理念のコンセプションは道徳的・政治的理論もしくは観点の一部である (Rのテーゼ)。
- (b) そのような観点は常に価値システムへのコミットメントを含む。
- (c) あらゆる道徳的・政治的理論の観点を真かどうか判定する視座から、それ 自身があらゆる特定の価値システムの外部にある「アルキメデスの点」は存 在しない。
- (a)から(c)までの推論から以下の結論が導き出される。
- (d) そのような観点の一部である理念のコンセプションが、その理念の最も良いコンセプションであるということを信じる保証はない。

スワントンは(a)から(c)までのテーゼは直接的に否定しないが¹⁹⁾、(d)の結論を 導くまでには、隠れた以下の前提が混入していると述べる。

(e) コンセプション C が最も良いコンセプションであるという主張を保証する理論はなく、そのような主張を正当化する「アルキメデスの点」を構成することはできない。

彼女は、Sのテーゼを支持する論者が暗黙裡に前提としている、(e)のテーゼが完全に偽であることを立証することはできないが、この種の理論が真であることに疑いの目を投げかけようとする。

ルークスはロールズから引用した「アルキメデスの点」という言葉で何を意味 しているのか明示的に定義を行っていない。しかしながら、スワントンが解釈す

¹⁹⁾ **V 4.2** 節で触れたスワントンの議論は、R のテーゼそのものではなく、R に共約不可能性のテーゼを付随させる議論を批判している。

るにあたって、それはドゥオーキンが仮想的に設定した、裁判官であるハーキュリーズの視点に極めて近いとされる。ハーキュリーズは超人的な能力と忍耐力を持ち、過去から現在までの制定法と判例を用いることのできる視点に立つことができ、それらを整合的に解釈することによって、唯一の正答を導き出すとされる (Dworkin 1986, ch. 7.)。しかし、誰もがハーキュリーズになれるわけではなく、ハーキュリーズのような「アルキメデスの点」という視点に立つことはほとんど 無理であるため、ルークスのいう言う通り、「アルキメデスの点」を構成できないという主張を否定することは難しい。これに対してSのテーゼからPE を導き出す主張に対抗するためにスワントンが行う提案は、(e)の前提の前半のみを否定するということである。つまり、「コンセプション C が最も良いコンセプションであるという主張を保証する理論はあるが、そのような主張を正当化する『アルキメデスの点』を構成することはできない」という主張は行うことができるのではないかというアイデアである (Swanton 1985: p. 824f)。

「コンセプション C が最も良いコンセプションであるという主張を保証する理論はある」という主張における「理論」とは、彼女の見解ではある種の種類の整合主義的な認識論である。その認識論とは、 (α) 多くの者によって受け入れられる妥当な判断、 (β) 検討中の理念の敵対するコンセプション、 (γ) 検討中の理論に関する項目の分類によって提供されるニーズや関心を露出させ、様々な判断とコンセプションの主張や効力を見出すための「背景」理論との3つの間で整合性を図ることである。つまり、この整合主義的な認識論は、背景理論、判断、コンセプションの間でお互いに調整し、(多くの者に受け入れられる信念である) エンドクサに対して正義が実行される方法で整合性をとる() 。エンドクサに対して正義が実行される方法で整合性をとる() 。エンドクサに対して「正義が実行される」とは、それらの当初の形態を必然的に伴うわけではなく、理論を構築するにあたって「固定された観点」を保持しないということである。それは、できるだけそれらの観点を保持するように難題や緊張を解決しよう

²⁰⁾ スワントン自身が指摘しているように、このプロセスはロールズの影響を受けてノーマン・ダニエルズ(Norman Daniels)が主張した「反照的均衡」のプロセスと似ている(Daniels 1996)。しかしながら、ロールズ・ダニエルズの整合性の判断は理論家たちの手によって行われるのに対し、エンドクサによるプロセスは「多くの者」の信念に依存しているという点に違いがあるという。

とすることを意味する。(p.825)

もし、こうした「固定した観点」が存在しない理論が可能であるならば、整合主義的な認識論はコンセプションの正当化する基準を提供する「アルキメデスの点」を提供しないということが許されるだろう。よって、「アルキメデスの点」を構成しない客観的な基準を保持するある種の理論の可能性が示されているため、(e)の主張は必ずしも真であるとは言えない。すなわち、Sのテーゼから、PEという懐疑論を引き出すのは難しいという結論が、導かれることになる(p.825f)

5. スワントンの議論の評価

先にも述べたように、スワントンの議論は、「本質的に論争的な概念」に対して、ガリーが「不可避」で「終わりのない」と表現するものを強調し、その主張は「相対主義」もしくは「懐疑論」を必然的に伴うと考えている。しかしながら、ガリーの「不可避」で「終わりのない」という条件を無視して、Ⅲ1.節の(i)から(vii)までの基準を伴うものとして考えれば、「本質的に論争的な概念」は「懐疑論」や「相対主義」には直ちに陥らないと解釈することもできるのではないだろうか。スワントンの主張を「本質的に論争的な概念」の「強い解釈」と呼ぶのであれば、この立場を「本質的に論争的な概念」の「弱い解釈」と呼ぶことができるかもしれない。これまでのスワントンの論証の努力を無視するようだが、私が提案するこの「弱い解釈」をとることで、V4.節の彼女の指摘は批判として成立しない。

直観主義、エンドクサ、整合主義などのスワントンの積極的な主張の是非には検討を要するが、II 4. 節で私が挙げた問題点と関連するように、V 3. 節で彼女が指摘した「コンセプトとコンセプション」の区別への批判およびその代替策の提案は重要であると私は考える。私が思うに、この批判が示唆することは、コンセプトを勝手に解釈し、コンセプションを提示する前に、そのコンセプトや理念に含まれる複数の背景なり歴史的起源をまず分析し、それらが対立する可能性もあるということを自覚しなければならないということである。

V 5. 節の議論も「本質的に論争的な概念」の「強い解釈」をとらなければ、

その主張は妥当しないと考えるものもいるかもしれないが、この議論はコンセプトとコンセプションの区別が破棄された後の議論だということに注目するべきである。コンセプトとコンセプションの区別を重視する論者の中には、この区別が維持されるからこそ「懐疑論」や「相対主義」に陥らないと考える論者もいると思われるが、そのような論者の主張にある程度の打撃を加えるものだと考える。つまり、規範的概念の合理性や妥当性を説明するためには、コンセプトとコンセプションの区別とは別の根拠が必要となると思われる。彼女の議論は「本質的に論争的な概念」における全ての懐疑論や相対主義の論拠を論駁しているわけではないが、それでも一般的に広まっている論拠に一定の批判を加えるものと評価することができる。

これまでの議論を踏まえたうえで、私は「本質的に論争的な概念」の「弱い解釈」として、スワントンが定式化した P'_R と P'_E を以下のように修正することを提案する。

 P_R :複数のコンセプションが存在する政治的理念 x が少なくとも 1 つあり、 x のコンセプションが最も優れた x のコンセプションではないことが一般的 だが、最も優れた x のコンセプションであるときもある。

P''E:複数のコンセプションが存在する政治的理念 x が少なくとも 1 つあり、あらゆる x のコンセプションが最も優れた x のコンセプションであるという信念を正当化することができないことが一般的であるが、正当化できるときもある。

もはやこの定式化は「本質的に論争的な概念」ではなく、ただ単純に「論争的な概念」かもしれない。しかし、(i)から(vii)までの基準を受け入れた上で、今までの議論を整合的に理解するためには、私はこの「弱い解釈」を採用せざるを得ないのではないかと考える。もしかしたら、コンセプトと使用(解釈)の区別、あるいはコンセプトやコンセプションの区別を廃棄しても「懐疑論」や「相対主義」には陥らないことを正当化する論拠となるかもしれないし、もしくは規範的概念におけるある種の認知主義21)の可能性を示しているのかもしれない。

しかしながら、「弱い解釈」の立場をとった場合でも、そこから示唆される「本質的に論争的な概念」が真である場合や正当化できる場合の条件がそもそも明らかにはされていない。この問題はさらなる探求を必要とするだろう。

VI ウィギンズの「賢明な主観主義|

冒頭でも述べたように、ここまでの議論によってコンセプトとコンセプションの区別をそのまま維持することは難しいと思われる。そのため、規範的概念の妥当性や合理性を保つためには別の説明を要し、また仮にその区別が破棄されたとしてもただちに懐疑論や相対主義には陥らないと考える。

ガリーの「本質的な論争的な概念」の議論について、コリアー達は、その相対 主義・懐疑論的性格を否定したうえで、以下の二点においてその議論を評価する べきだと主張している (Collier et.al. 2006, pp. 233-235)。

第一に、ガリーは「本質的に論争的な概念」はウィトゲンシュタインの「家族的類似性」の議論と接点があるということを述べている(Gallie 1956a, p. 100)。 先にも述べたが、あるコンセプトを議論する際に、それを構成する要素が全体の意味に繋がっておらず、また構成する要素に共通の特徴がないという点で二つの議論は近似している。しかし、ウィトゲンシュタインの「家族的類似性」の議論はそのようなコンセプトの特徴を指摘するだけで、規範的概念の問題に結びつけることが難しかった。ガリーの枠組は「家族的類似性」の議論に実質を与え、より枠組を精緻にすることで、規範的概念の問題をより生産的な議論とする可能性を持っている。第二にコリアー達は、現代の認知言語学で議論されているカテゴリーに、ガリーの7つの基準が当てはまるということを指摘している。例えば、(vi)の「未決性」は、認知言語学における新しい状況におけるコンセプトの適用であり、(v)の「相互認識」は、代わりとなる意味をお互いに認識するよう

²¹⁾ ここで私が念頭に置いているのは、デイヴィッド・ウィギンズ (David Wiggins) が提案する「弱い認知主義」である。従来の認知主義が、あらゆる時点のあらゆる場所での真理を前提としていたが、ウィギンズが提案するタイプの認知主義は、その前提を取り去り、特定の時点や場所での真理を主張する立場である (Wiggins 1998a, pp. 140-141)

に促す認知的枠組の分析という形である。このような認知言語学の研究が進めば、 仮説の段階に過ぎなかったガリーの基準に科学的な根拠が与えられるかもしれな い。

しかし、仮にガリーの基準の分析が「家族的類似性」に実質を与え、科学的根拠が与えられる可能性があったとしても、論争的で人々の共通理解を保つことが難しい「本質的に論争的な概念」を、私たちが日常で使い続けざるを得ないことにどのような意味があるのだろうか。またコンセプトとコンセプションの区別が仮に消去されたならば、私たちは価値語をどのようなメカニズムで用いているのであろうか。この疑問に対して、規範的概念、もしくは価値語や評価語につきまとう論争的な側面を積極的に解し、価値語の使用を一種の進化論的なメカニズムとして説明する哲学者として、スワントンの積極的な立場よりも私が現在魅力を感じているウィギンズのメタ倫理学的な立場を挙げることができる²²⁾。ウィギンズは彼自身の哲学の中心となるキータームとして「本質的な論争性」という言葉を位置付ける。私がウィギンズに注目する理由は、まずコンセプトと使用(解釈)、あるいはコンセプトとコンセプションという二元論に陥らずに「本質的な論争性」という言葉を使用している点であり、次にメタ倫理学上におけるある種の認知主義を採用している(脚注 21 参照)ことから、安易な相対主義・懐疑論を否定しているという点で、本稿の見解と共通する立場をとるからである。

1. ウィギンズの立場の背景

もはや、ウィギンズの主張を積極的に擁護する論証を行うには紙幅の余裕がなく、素描の形にすぎないかもしれないが、上述の意図から、彼の「感受性理論」(sensitivity theory)と呼ばれる議論を簡単に紹介したい。彼自身は自分自身の立場を「感受性理論」とは称さないのだが、この立場は有名な論文である「賢明な主観主義?」(Wiggins 1998b)で論じられているものである。

通常の「主観主義」は、話者Sによって発話される「x は良い/正しい/美し

²²⁾ スワントンは、「本質的に論争的な概念」の解釈に付随するいくつかの前提を批判する ことに成功しているかもしれないが、価値語のメカニズムそのものには私にはそれほど積 極的に論じているようには見えないからである。

い」という評価語を表現する文は、x は良い/正しい/美しいということをS が是認、もしくはある種の是認感情を引き起こすことだと説明される。しかしながら、この立場は、頻繁に起こりうる評価語の不一致に対して、何ら説明を与えることのできないという致命的な欠点があった。この問題にあたって、ヒュームから影響を受けたというウィギンズが主張する修正案は、(ヒュームを読み慣れていない人間にとっては)驚くべきものである。x は良い/正しい/美しいということは、x がある是認感情を適切にする(appropriate)ようなものであるとき、かつその時に限るというのである(pp.185-187 (邦訳:pp.233-237))。通常の考え方に沿うのであれば、「よさ」と同様に「適切」も評価語の一種であると思われることが多い。そのため、評価語を評価語で定義するのは一種の悪循環であるのではないかと訝しげに思う者も多いであろう。しかしながら、この循環は価値と感情の実際の関わりを詳明(elucidate)23 するための良き循環であると彼は述べる(pp.185-190 (邦訳:pp.233-239))。

それでは、ある評価語の発話を適切にするためには、どうすればよいのだろうか。ウィギンズはここで二つの方向性を検討している。

一つは、ウィギンズがヒュームから直接読み取れるやり方だとされる方向性である。この方向性はしばしば味覚や色とのアナロジーで価値を説明するため、暫定的に「味覚モデル」と呼ぼう。「味覚モデル」の適切さは、優れた判定者の持つ判断に近づけることである。ヒュームが述べる優れた判定者とは、きわめて冷静に偏見が最も少ない状態で、最も完全な情報にもとづいて判定を下す者のことである。色や味覚の場合は、内的感情から外部の対象を投影するものであり、たとえ、それが幻影やおかしな味覚だったとしても、健全な状態の人、つまり優れた判定者であれば、真の色や味覚を獲得できるのだとするのである。そしてこの現象は価値や評価語にも当てはまるとされる。しかし、ウィギンズによれば「味覚モデル」の欠点とは以下のようなものである。まず、色や味覚の場合であれば

^{23) 「}詳明」(elucidation) とは、ウィギンズの論文集の抄訳 (Wiggins 1998c) が訳されたときに訳語が導入された、ウィギンズ独自のテクニカルタームである。この用語はしばしば、概念分析の手法と対比され、ある問題となる概念を要素還元的もしくは因数分解的に分析する手法ではなく、問題となる概念を明晰に詳述する手法であると推測される。

健全な知覚器官かどうかの判断が容易であるが、価値や評価語の場合は何が健全なのかわからない。また、ヒュームは「味覚モデル」において、価値や評価語を知覚や感情などの主観的なものに基礎づけようとしているにもかかわらず、優れた判定者という非主観的なものに判定基準を依存するのは、何か矛盾があるのではないかというのである。(pp. 190-196 (邦訳: pp. 240-247))

ただし、ウィギンズはこのようなヒュームの問題点を指摘はするが、ヒュームの議論や見解そのものを全て否定はしない。私見では、ウィギンズはヒュームから、人間の価値判断における感情や知覚の持つ重要性と価値判断の判定基準の両方を両立させようとする路線を積極的に継承しようとしている。これは大庭健がウィギンズを評するにあたって、「人間中心的な遠近法と客観性の立場」(大庭2014, p. 204)を両立させようとしている、と言い換えているのと同じ事情だと解してもあながち間違いではあるまい。それではウィギンズがヒュームを継承して「人間中心的な遠近法と客観性の立場」を両立させようとするウィギンズ自身の立場とは何か。それこそが「賢明な主観主義」と呼ぶ第二の立場である。

2. 賢明な主観主義と本質的論争可能性

「味覚モデル」の場合、内的感情から外部の対象を投影するものであり、人間の感情や反応と対象は分断され、そのメカニズムの重点は感情や反応の方にあった。ウィギンズの主張する「賢明な主観主義」は対象の性質と人間の反応がちょうど〈性質、反応〉という形でペアとなっており、両者は分断することができない相互依存の関係にあるとされる²⁴⁾。ウィギンズの表現を借りれば、「味覚モデル」が自らの心を対象へと「拡張する」(spread)のに対して、「賢明な主観主義」はある感情のために「あつらえている」(made for)何かが対象のうちに存在するのであり、対象に対して感情はただランダムに反応するのではない。つまり対象の性質に応じて、知覚や感情はそれに沿うように変容するのだというので

²⁴⁾ 価値判断において対象と知覚が相互依存にあるというメタ倫理学的な立場は非常にマクダウェルの立場(cf. McDowell 1985; 伊藤 2009)と酷似しており、両者を「感受性理論」とカテゴライズすることが多いのはこの点が理由だと思われる。しかしながら、もはやウィギンズとマクダウェルの立場の違いを本稿で検討する余裕はない。

ある (Wiggins 1998b, pp. 192-194 (邦訳: pp. 245-247))。

この「賢明な主観主義」の立場をとるのであれば、価値語や評価語を説明するためには、人間の反応だけに留まらず、反応の対象も同時に説明しなければならない。つまり「可笑しい」という反応だけではなく、「あのコメディアンの話芸が可笑しい」と評価の対象を言及しなければならない。同様に、「あのコメディアンの話芸」という対象だけでは、「可笑しい」という評価語を理解することはできない。ウィギンズはさらに、この〈性質、反応〉が相互依存的なペアになるという想定とともに、その反応に対して言語による補助的考察25)を与えることができ、そのことによって、評価語に対する他人の概念把握を改善し、評価語の焦点の合わせ方を改善できると指摘している。そしてそのような改善過程を経ることによって評価語や価値のボキャブラリーが豊かになり、人間中心の性質と人間の反応体系が洗練されるとする。この過程をウィギンズは「文明化」(civilization)と呼ぶ。この点について、彼は以下のように述べている。

「もちろん、xが実際に可笑しいかどうかを議論するとき、われわれは非常に豊かな考察や説明を与えることができる。しかも、そうした考察や説明を、場合によっては『可笑しさ』と同義の言葉や、それと相互に定義可能な言葉をもちいずに与えることができる。われわれは、可笑しなものとは人びとを笑わせるものだと語るだけよりも、多少なりとも有益なことを述べることができる。(中略) さらに、対話の参加者のどちらかが絶対的にすぐれた判定者とみなさずとも、可笑しさに関する対話の過程は協力的なものでありうる。(中略) この段階までくれば、人間中心的な性質と人間の反応の体系

^{25) 〈}性質、反応〉が相互依存的なペアになると、なぜ言語的な補助的考察を与えることができるのか。ウィギンズはそれほど明示的に論じているようには思えないのだが、論文の中では、この補助的考察が「正当化と説明を兼ねる」(p. 200 邦訳: p. 256) と述べている部分に私は注目する。つまり、反応と対象を同時に説明するには、「あのコメディアンの話芸は滑稽で可笑しい」という対象の性質を伴う説明が「あのコメディアンの話芸は滑稽だから、可笑しい」と正当化の機能も果たすようになるのである。また、マクダウェルのようにこのような反応に対する補助的考察を「行為の理由」(reasons for action)として捉えることもできるかもしれない。この点については拙稿(伊藤 2009: pp. 714-720)を参照。

は間違いなく一人歩きをはじめている。いまや文明化がはじまったのである」(p. 195f. (邦訳: p. 249f))

「文明化」が起こった場合、十分確定した〈性質、反応〉のペアにおいて、そのペアが現れていなくても「そのペアが現れているかどうか」という問い(例えば「可笑しさとは何か?」と問う時)に言及することで、反応が訂正可能になっている。また、こうした問いに対しては、先にも述べたような、与えられた事物に対する反応に関する批判や説明や擁護を可能にする補助的考察を使うことができるとされる。この段階に至ると、〈性質、反応〉のペアが妥当する判定指標をでするのを論じることができるのだとウィギンズは主張する。その判定指標を論じる際には、価値述語の一義性を損なうことがなく「本質的に論争的な」²⁶⁾ (essentially contestable) 性格を帯びるのだとされる (pp. 196-198 (邦訳: pp. 250-253))。再び、ウィギンズの文章を引用する。

「すなわち、われわれは、ある対象やあるクラスの対象に注目し、それらの対象が喚起する反応や反応群について論じるかわりに、ある反応(中略)に注目し、その反応それ自体がそのためにあつらえている性質についての判定指標はいかなるものか論じることができる。そしていまや、事物に対して特定の述語を適用する根拠があると言うためには事物がどのようなものでなければならないということが、述語の一義性に対して深刻な損害をもたらすことなく、本質的に論争可能なものとなる。それに対応して述語の外延は何であるかということも本質的に論争可能なものとなるのである」(p. 198 (邦訳: pp. 252-253))

仮にウィギンズが主張するように、このような進化論的な過程を経て、私たち の価値語や評価語の実践が育まれているのであるのならば、コンセプト/コンセ

²⁶⁾ ウィギンズは『ニーズ・価値・真理』(Wiggins 1998c) に収録された一連の論文が、価値にまつわる問題がなぜ「本質的論争性」という問題を伴うのかという考察に捧げられており、その論争を提起した人物がガリーであることを明記している (p. 314, n. 1)

(470) 一橋法学 第15巻 第1号 2016年3月

プションの区別に頼らなくても、価値の「本質的論争的な」性格を伴いつつ、価値述語の一義性が保たれており、(実践全体に共通する) 述語の判定指標を論じることができるので、安易な相対主義からも免れる一つの可能性を示しているはずである。

3. 「賢明な主観主義」の批判に対して

ウィギンズは論文において、この立場に対する想定される批判にいくつか応答している²⁷)。ここまでの議論で読者が恐らく疑問に思われることは、「どうやって価値語の一義性を損なう、本質的論争的な性格も保たれるのか?」「判定指標を論じているとはいえ、やはりこの立場は相対主義に近いのではないか?」という2つの問題ではないかと私は推測する。最後にウィギンズの応答を参照しながら、これらの問題を簡単に考察し、議論の補完を試みる。

(1) 述語の一義性と本質的論争可能性

「どうやって価値語の一義性を損なうことなく、本質的に論争的な性格も保たれるのか?」という問題に対して、ウィギンズは次のように応答する。一言でいえば、性質を表す述語によって同じことを意味するためには、性質の把握に関して完全な一致は必要としないということである。人々は不一致の存在が確認できるほどに反応の一致がある場合には、反応の修正ができるという立場なので、必ずしも反応はいつも一致する必要はない。そして、ある価値語に対する態度(反応)にあつらえた性質に関する不一致の焦点を絞るために、実際に私たちは、その態度を限定し、さらに進んで確定したりする必要があり、このような形でのみ「よい/正しい/美しい」という語を区別することができると述べる(p. 198, n. 19(邦訳:p. 253, n. 19))。つまり一致するものを探求するのではなく、不一致の部分を確定することによって、価値語の意味は洗練されていくというスタンスである。

²⁷⁾ ウィギンズ自身は、論文の中で、Ⅳ 3. で取り上げている批判への応答の他に「反応の一致」や「批判可能性」の問題についても論じている(pp. 204-210 (邦訳: pp. 264-273))が、紙幅の都合でここでは割愛する。

しかし、不一致の確定すら不可能であった場合は、ウィギンズは二つの可能性を示唆する。それは「 φ である」という価値述語を使用することを端的に放棄するか、その述語をそれでも使用し続けるかのいずれかである(pp. 209–210(邦訳: p. 272))。

(2) 賢明な主観主義と相対主義

「判定指標を論じているとはいえ、やはりこの立場は相対主義に近いのではないか?」という疑問に対して、ウィギンズは、ある種の相対性を認める。ただ、この相対性は、個人のレベルの相対性ではなく、私たち(言語共同体の参加者)のレベルの相対性であると主張する。つまり、xのおかげで反応 A を示すのは他ならぬ私たちであり、〈性質、反応〉のペアに馴染んでいる私たちは A という反応をする一方で、〈性質、反応〉のペアに馴染んでいない人が反応 A を示さないことを意味するという点で、この立場はある種の相対性があるということである。ただし、この種の相対性が存在するからといって、ウィギンズはそれをただちに欠陥だとは見なさず、〈性質、反応〉のペアに馴染んでいない人に対して反応 A を示すように強制することをウィギンズは拒否する。私たちが価値語を習得する過程は(前述したように)歴史的で個別的であるため、その内容が同一であるとは限らない。繰り返すかもしれないが、問題は各人がそれぞれ歴史的かつ個別的に形成された価値の体系の不一致をお互いに理解することで、ますます価値語、つまり「本質的に論争的な概念」の実践と「文明化」が洗練されていくのだと思われる。(pp. 202-204(邦訳:pp. 259-262))。

VII 結びに代えて

以上のように、V節までの議論においてコンセプト/コンセプションの区別を そのまま維持することは難しく、また仮にその区別が破棄されたとしても、ただ ちに懐疑論や相対主義には陥らないという結論から、コンセプト/コンセプショ ンのモデルに代わる価値語の実践の可能性としてウィギンズの議論を簡単に紹介 した。ヒュームの議論を修正して価値語のメカニズムを説明しているとはいえ、 ウィギンズの「賢明な主観主義」はあくまでも彼の仮説であり、実証性に乏しい。 しかしながら、それでもここまでのウィギンズの議論で私たちが学ばなければな らないと考えることは下記のようなものである。

第一に、これはウィギンズだけでなくスワントンも示唆していることであるが、ある語を用いることに、完全に一致する核のようなものを想定する必要はない。そもそも、私たちの実践における価値語の使用において、何か完全に一致できるものが存在することを確証する手段を持っているわけではない。また、そのようなものを想定せずとも、私たちが、同じ理念や述語を指示する可能性については、まだ探求の余地が残されていることを示していると思われる。

第二に、大庭健がウィギンズを評するように「人間中心的な遠近法と客観性」の両立の問題はより徹底して考えなければならないということである。思うに、コンセプトとコンセプションの区別は、「人間中心的な遠近法と客観性」の両立の問題の一つの解決方法である。この方法においては、人間中心的なコンセプションが人々の様々な解釈を提供し、客観的あるいは間主観的な基準であるコンセプトが価値語の一義性を保証する。しかしながら、私はこれを不徹底な解決方法であると考える。このモデルの場合、コンセプトの基準がアプリオリに設定されているため、人間中心的な遠近法がコンセプトの部分において例外とされているのである。仮にコンセプトとされるものの内容に人間の言語共同体内の論争によって変動の可能性があるのであれば、人間中心的な遠近法はコンセプトとされるものにおいても適用されなければならないのではないだろうか。価値にまつわる「本質的に論争的な概念」の実践は人間の実践の中で妥当性を求められる活動の結果なのだから、「人間中心的な遠近法と客観性」の両立は、真剣に考えなければならない問題だと私は考える。

コンセプト/コンセプションの区別は日本の法哲学における規範的正義論においては、強い影響力をもち、その区別を前提に議論が進められてきたことは冒頭でも述べた。仮にこの区別が破棄されるのであれば、この区別を前提としてきたリベラリズムの立場に立脚する規範的正義論の方法論や内容にも大幅な修正や検討が求められるのではないかという推測も成り立つ。しかしながら、規範的正義論におけるこの議論の帰結を検討することはもはや本稿の課題を大幅に超えてい

参考文献

- Collier, D., Hidalgo, F. D., and Maciuceanu, A. O. (2006) "Essentially Contested Concepts: Debates and Applications", *Journal of Political Ideologies*, Vol. 11 (3).
- Daniels, Norman (1996) "Wide Reflective Equilibrium and Theory Acceptance in Ethics", *Justice and Justification*, Cambridge University Press.
- Dworkin, Ronald (1977) "Hard Cases", *Taking Rights Seriously*, Duckworth (邦 訳:「難解な事案」『権利論(増補版)』、木下毅、木鐸社、2003年).
- Dworkin, Ronald (1986) *Law's Empire*, Belknap Press (邦訳:『法の帝国』、小林公 訳、未来社、1995 年).
- Ehrenberg, Keneeth (2011) "Law is Not (Best Considered) an Essentially Contested Concept," *International Journal of Law in Context*, Vol. 7.
- Finnis, John (1980) Natural Law and Natural Right, Clarendon Press.
- Fuller, Lon (1969) The Morality of Law (Revised ed.), Yale University Press.
- Gallie W. B. (1956a) "Art as an Essential Contested Concept", *The Philosophical Quarterly*, Vol. 6.
- Gallie, W. B. (1956b) "Essentially Contested Concepts", Proceedings of the Aristotelian Society, Vol. 56.
- Gallie, W. B. (1964) Philosophy and Historical Understanding, Schocken Books.
- Gray, John (1978) "On Liberty, Liberalism, and Essential Contestability", *British Journal of Political Science*, Vol. 8.
- Hart, H. L. A. (2012) *The Concept of Law* (3rd ed.), Oxford, University Press (邦 訳:『法の概念 第三版』長谷部恭男訳、筑摩書房、2014 年).
- Lukes, Steven (1974) "Relativism: Cognitive and Moral", *Proceedings of the Aristotelian Society*, supl. 48.
- MacCallum, Gerald (1967) "Negative and Positive Freedom", *Philosophical Review* vol. 76.
- Marmor, Andrei (2014) The Language of Law, Oxford University Press.
- McDowell, John (1985) "Values and Secondary Qualities", *Morality and Objectivity*, Ted Honderich (ed.), Routledge.
- Miller, David (1967) Social Justice, Clarendon Press.

(474) 一橋法学 第15巻 第1号 2016年3月

- Nozick, Robert (1974) *Anarchy, State, and Utopia*, Basic Books (邦訳:『アナーキー・国家・ユートピア』、嶋津格訳、木鐸社、1995 年).
- Rawls, John (1999) *A Theory of Justice* (2nd ed.), Belknap Press. (邦訳:『正義論 改訂版』川本隆史他訳、紀伊国屋書店、2010 年)
- Smith, Peter (1981) Realism and the Progress of Science, Cambridge University Press.
- Swanton, Christine (1985) "On the "Essential Contestedness" of Political Concepts", *Ethics*, Vol. 95 (4).
- Waldron, Jeremy (2002) "Is the Rule of Law an Essentially Contested Concept (In Florida)?", Law and philosophy, Vol. 21 (2).
- Wiggins, David (1998a) "Truth, and Truth as Predicated of Moral Judgement" Needs, Value, Truth (3rd ed.), Oxford University Press, 1998.
- Wiggins, David (1998b) "A Sensible Subjectivism?", Needs, Value, Truth (3rd ed.), Oxford University Press, 1998 (邦訳:「賢明な主観主義?」『ニーズ・価値・真理』 (大庭健・奥田太郎監訳)、勁草書房、2014).
- Wiggins, David (1998c) *Needs, Value, Truth* (3rd ed.), Oxford University Press, 1998 (抄訳:『ニーズ・価値・真理』 (大庭健・奥田太郎監訳)、勁草書房、2014).
- 伊藤克彦 (2009)「価値判断の主体・対象相互依存モデル」『一橋法学』第8巻2号 井上彰 (2014)「分析的政治哲学の方法とその擁護」『政治理論とは何か』(井上彰・ 田村哲樹編)、風行社
- 井上達夫 (1986) 『共生の作法』 創文社
- 井上達夫(2003)「〈正義への企て〉としての法」『法という企て』東京大学出版会
- 大庭健(2014)「解説|『ニーズ・価値・真理』(大庭健・奥田太郎監訳)、勁草書房
- 嶋津格(2011) 『問いとしての〈正しさ〉』 NTT 出版
- 亀本洋(2015)『ロールズとデザート』成文堂
- 森際康友(1990)「争われる概念とその解釈」『正義と無秩序』(坂本百大、長尾龍ー編)、国際書院